

2022年3月10日

株 主 各 位

新潟県佐渡市両津湊353番地

佐 渡 汽 船 株 式 会 社

代表取締役社長 尾 崎 弘 明

第160期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第160期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら別冊の「株主総会参考書類」をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年3月24日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、本定時株主総会につきましては適切な感染防止対策をとった上で、開催させていただきますが、株主の皆様におかれましては、感染防止の観点並びに安全を第一優先としていただき、可能な限り、書面による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

また、大変申し訳ございませんが、体調の優れない方、健康状態に不安のある方の会場への来場はお控えいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2022年3月25日（金曜日）午後1時（受付開始予定正午） |
| 2. 場 所 | 新潟県佐渡市両津湊198番地
佐渡島開発総合センター 3階大集会室
※昨年と会場が異なりますのでご注意ください。 |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第160期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件
2. 第160期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 定款一部変更の件（1） |
| 第2号議案 | 第三者割当による普通株式、A種種類株式及び第9回新株予約権発行の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件（2） |
| 第4号議案 | 第三者割当によるB種種類株式発行の件 |
| 第5号議案 | 株式併合の件 |
| 第6号議案 | 定款一部変更の件（3） |
| 第7号議案 | 定款一部変更の件（4） |
| 第8号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第9号議案 | 監査役2名選任の件 |

以 上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本定時株主総会招集ご通知に提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）の「IR情報」に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知には記載していません。
- ◎ 本定時株主総会招集ご通知に記載しております株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）に掲載し周知させていただきます。

株主の皆様へ

【株主総会における新型コロナウイルス感染防止の対応について】

1. 当社の対応について
 - ・本定時株主総会に出席する役員及び運営スタッフ等はマスク着用等の感染防止対策を十分にとった上で対応させていただきます。
 - ・株主の皆様との株主懇談会の開催は見合わせとさせていただきます。
2. 株主様へのお願い
 - ・感染リスクを避けるため、本定時株主総会当日のご来場は可能な限り見合わせていただき、書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
 - ・感染による影響が大きいとされるご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方等は特に慎重なご判断をお願いいたします。
3. ご来場いただく株主様へのお願い
 - ・ご来場いただく株主様におかれましては、当日の体調をお確かめの上、マスク着用や会場入口でのアルコール消毒等の感染予防対策にご協力いただきますようお願い申し上げます。
 - ・当日は、受付前に検温を実施し、体温の高い株主様にはご入場をお断りすることがございますので、予めご了承ください。
 - ・会場にて体調不良と見受けられる株主様には、運営スタッフがお声がけをさせていただきますので、予めご了承ください。

なお、その他本定時株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社のホームページ（アドレス <https://www.sadokisen.co.jp/>）にて変更後の事項をお知らせいたします。

株主総会参考書類

議案及びその参考事項

第1号議案から第7号議案の上程に係る経緯

当社グループは、佐渡島と本土を船で結ぶ、一般旅客定期航路事業及び内航海運業等を営んでおり、島民の生活航路として、また、観光客やビジネス関係の足として、さらには佐渡島・本土間で唯一の定期物流の手段として高い公共性を有する海上交通機関ですが、近年は徐々に輸送量が減少しつつあったところに、新型コロナウイルス感染症の拡大が襲い、2020年4月に緊急事態宣言が全都道府県を対象に発出されたことにより、人流は大きな制約を受けております。当社グループでは、輸送人員数は2019年12月期の1,467千人から2020年12月期は760千人（前年比51.81%）まで落ち込み、これにより売上高も2019年12月期の11,477,011千円から2020年12月期は7,690,806千円（同67.01%）と著しく減少し、その後の感染者数の増減に伴う変動はあるものの、回復の基調が本格化しないまま現在に至っております。そして、当社グループでは、近年の船舶投資により債務負担が増加していたことに加え、2019年連結会計年度において重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したこと、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2020年12月期第1四半期連結累計期間においても重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期純損失を計上したこと、さらには新型コロナウイルス感染症の収束が見えないことから、営業債務の支払及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じる状況になるとともに、継続企業の前提に重要な疑義が生じる状況となり、2020年12月期第2四半期連結累計期間末には56,807千円の債務超過となりました。

このような状況の中、当社グループでは、まずは手元資金を厚くし財務基盤の安定性を維持することを目的に、2020年連結会計年度において新型コロナウイルス感染症対応資金として取引金融機関から約40億円の借入れを行い、これと合わせて収益基盤の改善及び債務超過解消のための対応策を柱とする経営改善計画を2020年10月に策定し、同計画に基づき、2020年連結会計年度においては常勤取締役の報酬月額を25～30%減額するとともに、部長、課長以上の管理職の給与及び賞与を5～10%減額したほか、運航ダイヤの見直しによる諸経費の削減、経営成績が優良な連結子会社である佐渡汽船運輸株式会社の完全子会社化、含み益のある資産の売却等を行いました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光客の予約キャンセル、ビジネス客及び佐渡市民の移動自粛による輸送量の大幅な低迷が継続し、売上高が著しく減少したことを主たる要因として、2020年連結会計年度において重要な営業損失2,676,543千円、経常損失

2,755,220千円、親会社株主に帰属する当期純損失2,547,349千円を計上したことから、2020年連結会計年度末において876,922千円の債務超過となりました。

また、2021年連結会計年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響継続により輸送量が大幅に減少していることから、燃料油価格変動調整金の改定、長期間に亘り据え置いてきた貨物運賃の改定、赤字計上路線（小木直江津航路）の就航船舶の変更による運航コストの削減、高速カーフェリーの売却による船舶保有コストの削減を行っております。また、資本施策としては、地元自治体である佐渡市を割当先とする総額357,981千円の第三者割当増資（同年2月に払込み完了）を行った他、取引金融機関から劣後ローンを総額1,140,000千円調達しております。

このように当社グループでは、2020年10月に策定した経営改善計画を着実に実行してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の収束は見えず、断続的な緊急事態宣言の発出及びまん延防止等重点措置の実施により2021年連結会計年度においても業績の著しい低迷が続き、債務超過額が拡大する状況となっております。具体的には、2021年連結会計年度における重要な営業損失1,641,370千円、経常損失1,745,192千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,671,983千円を計上したことから、2021年連結会計年度末において2,203,352千円の債務超過となっており、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような状況に至っております。

上記のとおり、2019年連結会計年度における重要な営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失の計上、及び新型コロナウイルス感染症拡大による悪影響と不確実性や当社グループをとりまく厳しい経営環境によるさらなる財務基盤の悪化を踏まえ、当社グループは、2020年連結会計年度において新型コロナウイルス感染症対応資金として取引金融機関から約40億円の借入れを行うとともに、自力再生を目指す「経営改善計画」を策定し、経営状況改善のための各種施策を実行してきました。しかしながら、2021年4月段階において二度目の緊急事態宣言が明けてもなお、新型コロナウイルス感染症収束の見通しが立たず、首都圏を中心に行われたまん延防止等重点措置により旅客輸送量が回復しない状況において、当社グループにとって特に重要な夏場の旅客需要の回復が見込めない状況となったことから、自力での債務超過解消は困難であり、早急に資本増強を行う必要があると判断いたしました。そこで、当社は、同月末から、2021年第1四半期連結累計期間末時点で1,644,644千円の債務超過であったこと及びその後見込まれる財務状況の悪化に対処するため、総額2,000百万円規模の増資の引受けに関しスポンサー候補へのコンタクトを開始することとし、フィナンシャル・アドバイザーとしてフロンティア・マネジメント株式会社（以下「フロンティア・マネジメント」といいます。）を起用し、同社を通じて、2021年4月末以降、再生型案件に実績を有するファンドや事業会社を中心とした14社に当社グループへ

のスポンサー支援を打診しました。なお、当社は、かかるスポンサー支援の打診に当たり、当社グループと同業の事業を営み、当社グループの事業に関して理解を有する事業会社等への打診も検討しましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により交通事業者の各社が大幅な業績の悪化となる中で、当社グループが希望する規模での出資は難しく、かつ当社グループが希望する時間軸で応じられる候補先は存在しないと判断したため、比較的短い時間軸で検討が可能であり、当社グループが直面していた危機的状況における資金提供のノウハウを有するファンド及び事業会社への打診に限定しました。しかし、そのような打診先であっても、上記のとおり当社の厳しい財務状況に加え、第三セクターに所属し、地域の将来を担う公共交通機関である当社グループの事業運営の難しさ等が要因となり、2021年6月30日を期限とする一次意向表明に至ったスポンサー候補先は2社のみに留まりました。また、そのうち1社については、スポンサー支援の前提条件として求める取引金融機関からの支援の条件が取引金融機関にとって非常に厳しいものであったため、取引金融機関との合意形成の観点から継続検討が困難と判断し、一次意向表明に至ったもう一方のスポンサー候補先である株式会社日本共創プラットフォーム（以下「JPiX」といいます。）及びそのグループ会社である株式会社みちのりホールディングス（以下「みちのりホールディングス」といいます。）をスポンサー候補先として協議を進めることとしました。その後、当社グループはJPiX及びみちのりホールディングスからのデュー・ディリジェンスを受けつつ、各ステークホルダーと当社グループに対するスポンサー支援の具体的な内容についての協議を続け、2021年10月25日付でJPiX及びみちのりホールディングスより連名で最終意向表明書（以下「本当初最終意向表明書」といいます。）を受領しました。

当社は、JPiX及びみちのりホールディングスが、本当初最終意向表明書において、JPiX又はみちのりホールディングスによる普通株式の第三者割当による当社への出資を通じて総額15億円という規模の資金提供を実施する意向を表明するとともに、佐渡島と本土をつなぐ唯一の公共交通機関である当社グループの事業運営の難しさを理解した上で、新型コロナウイルス感染症の影響が継続し、当社グループをとりまく経営環境が厳しい中、JPiX又はみちのりホールディングスによる資金面の支援について具体的な提案をしたこと、及び、JPiX及びみちのりホールディングスが、主にみちのりホールディングス及びその傘下の交通事業会社で構成する「みちのりグループ」の公共交通事業の経営を通じて得たノウハウを活かした早期の経営改善及び中長期的な視野に立った成長の実現に向けて協力して取り組む強い意向を表明したこと等、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足していることから、JPiX及びみちのりホールディングスが最適のスポンサー候補であると考えに至り、また、JPiX及びみちのりホールディングスの他に、当社グループが希望する短い

時間軸での資本増強を実現可能とするスポンサー支援について、具体性を伴った提案を行った候補者はなかったことから、JPiX及びみちのりホールディングスを最終的なスポンサーとして選定いたしました。なお、本当初最終意向表明書の受領時点においては、第三者割当の割当先がJPiX又はみちのりホールディングスのいずれとなるかについては未定でしたが、最終的にみちのりホールディングスが第三者割当の割当先に決定いたしました。これは、みちのりホールディングスとの協議により、みちのりホールディングス傘下の公共交通事業との「横串」を通じた経営によってより当社の効率的な事業運営を実現し、事業構造改革等の効果を発現させることができると考えられたためです。

本当初最終意向表明書の受領段階においては、当社グループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果として、足元の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の断続的な発出等の影響を受けた移動制限による利用客の減少や中長期的に見た地域の人口減少など不透明かつ厳しい事業環境が続き、債務超過額が拡大するとともにキャッシュ・フローが悪化する中で、中長期的な視点で安定的に生活航路を営む事業者として事業を継続するためには、当社グループへの大規模な資本注入を行うとともに、主要株主である地方自治体や株式会社第四北越銀行（以下「第四北越銀行」といいます。）等とともに当社グループの事業及び組織の構造改革を行うことが必須であるとの認識のもと、総額15億円の第三者割当を行うことが検討されておりました。また、そのような大規模の第三者割当を実施する場合には希薄化率が300%を超えて上場廃止基準に抵触し得ること、また、当社グループが既に大幅な債務超過に陥っており、やはり上場廃止基準に抵触し得ることから、大規模な資本増強を早期に実施した後に、当社の新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合以外の少数株主（以下「少数株主」といいます。）の皆様利益保護を勘案して合理的な対価を支払った上で当社を非公開化することが検討されておりました。

当社は、当該取引について、みちのりホールディングス、当社のメインバンクである第四北越銀行及び公共交通機関としての当社をご支援いただいている新潟県等の地方自治体との間で、協議・対話を継続し、少数株主の皆様利益保護の観点から、非公開化を前提とすることの是非も含め、様々な選択肢について慎重に検討を重ねたところ、①本当初最終意向表明書の前提においては、第三者割当の結果、みちのりホールディングスが所有することになる議決権が相応の比率に高まることが想定されることから、急激な希薄化が直ちに生ずることに対する配慮をすべきではないかとの指摘を受け、また、②株式併合のみを実施する場合、少数株主の皆様をさらなるリスクにさらす事態を避けることが可能であるものの、当社においては、厳しい経営環境の中で、長きに亘り当社をご支援いただいている少数株主の皆様が多く存在し、そのようなリスクを前提としても、当該第三者割当増資後も当社の株式を継続して保有したいとのご意向を有する少数株主

の皆様が一定程度存在する可能性があり、そのような少数株主の皆様の意向に配慮する必要があるのではないかと指摘がなされたことから、改めて、当社及びみちのりホールディングスにおいて、当社を非公開化する一連の取引のスキームについて検討し、その内容について第四北越銀行及び新潟県等の地方自治体と協議をいたしました。

その結果、上記①の指摘に関し、緊急性が相対的に高くない資金需要については新株予約権の第三者割当をもって手当することとし、また、割当予定先であるみちのりホールディングスの取得する議決権を総議決権の66.67%を下回らない範囲で確保しつつ種類株式の第三者割当を組み合わせることで、急激な希薄化が直ちに生ずることに配慮することも可能であるとの結論に至りました。また、上記②の指摘については、株式併合を実施せずに第三者割当のみを実施する方法や、一連の第三者割当の後に株式併合ではなく公開買付けを実施する方法等についても検討を行った結果、株式併合と併せて、当社の普通株主の皆様に対して、新株予約権を無償で割り当てる方法によれば、株式併合により当社の少数株主の皆様を一律にスクイーズアウトすることで、合理的な退出の機会を与え、さらなるリスクにさらす事態を避けることが可能であるとともに、株式併合の効力発生時の全ての株主の皆様に対し新株予約権を無償で割り当てることで、そのような既存株主の皆様の中で当社の株式を継続して保有したいとのご意向を有している株主様は、当該ご意向に沿って、当該新株予約権を行使し、株式併合において交付される金銭を当社に出資することで、株式併合前の保有株数で当社の株式を継続して保有することが可能になることから、これが最も適切な方法であると判断いたしました。

以上の検討を経て、当社は、2022年2月7日開催の取締役会において、みちのりホールディングスを割当先とする第三者割当による払込金額の総額6億7,610万円の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）の発行（以下「本普通株式第三者割当」といいます。）、払込金額の総額5億2,390万円の佐渡汽船株式会社A種種類株式（以下「本A種種類株式」といいます。）の発行（以下「本A種種類株式第三者割当」といいます。）、及び、行使価額の総額3億円の佐渡汽船株式会社第9回新株予約権（以下「本第9回新株予約権」といいます。）の発行（以下「本第9回新株予約権第三者割当」といい、本普通株式第三者割当及び本A種種類株式第三者割当と併せて、以下「みちのりホールディングス第三者割当」といいます。）、第四北越銀行を割当先とする第三者割当による払込金額の総額15億円の佐渡汽船株式会社B種種類株式（以下「本B種種類株式」といいます。）の発行（以下「本B種種類株式第三者割当」といい、みちのりホールディングス第三者割当と併せて「本第三者割当」といいます。）を実施することを決議いたしました。

さらに、当社の株主をみちのりホールディングス並びに現在の大株主である新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合のみとすることを企図して、

当社普通株式270,000株を1株に併合し、株主の皆様の保有する当社普通株式1株当たり30円の金銭を交付すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案について、本定時株主総会に付議することを決議いたしました。さらに、当社は、長きに亘り当社をご支援いただいております少数株主の皆様が、本みちのりグループ化取引（以下に定義します。）後も、当社の株式を保有していただく機会を確保するため、本株式併合において交付される金銭を当社へ再出資することで本株式併合前の保有株数で当社の株式を保有できるようにすることを企図しております。具体的には、当社普通株式の1株当たりの価値を本株式併合前と同水準とするため、2022年6月28日を基準日とし、同月29日を効力発生日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の保有する当社普通株式1株を270,000株に分割する株式分割（以下「本株式分割」といいます。）を行った上で、2022年5月9日を基準日として、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、同年6月30日を効力発生日として、佐渡汽船株式会社第10回新株予約権（以下「本第10回新株予約権」といいます。）を無償で割り当てること（以下「本第10回新株予約権無償割当」といいます。）を決議いたしました。

上記の取締役会決議は、本第三者割当、その後の本株式併合を経て当社をみちのりホールディングスのグループの一員とすること（以下「本みちのりグループ化取引」といいます。）を企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

本定時株主総会においてご提案しております第1号議案から第7号議案までの各議案は、上記の一連の取引に紐づくものであります。具体的には、みちのりホールディングスに対して第三者割当を実施することを第2号議案としてご提案するとともに、第四北越銀行に対して第三者割当を実施することを第4号議案としてご提案しております。また、第1号議案及び第3号議案として、これらの第三者割当の実施のために当社の発行可能株式総数を増加させること並びにA種種類株式及びB種種類株式に係る規定の新設等をご提案しております。さらに、株式併合及びそれに引き続いて行われる取引に関連する定款変更に関し、第5号議案から第7号議案をご提案しております。

株主の皆様におかれましては、次頁以降の各議案の内容をよくお読みいただき何卒趣旨をご理解のうえ、第1号議案から第7号議案の全てについてご承認賜りますようお願い申し上げます。

各議案の上程に至る経緯及びそれに対する取締役会の判断の詳細は、以下のとおりです。なお、これらの取引の詳細は、2022年2月7日付当社プレスリリース「第三者割当による新株式及び新株予約権の発行、定款の一部変更、親会社、主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動、自己株式の消却、株式併合及び単元株式数の定め廃止、株式の分割、並びに株主に対する新株予約権（非上場）の無償割当てについてのお知らせ」も併せてご参照ください。

第1号議案 定款一部変更の件（1）

1. 提案の理由

- ① 本普通株式第三者割当による本普通株式の発行を可能とするために、現行定款6条（発行可能株式総数）について、発行可能株式総数を現行の40,000,000株から60,000,000株に変更するものであります。
- ② 本A種種類株式及び本B種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として本A種種類株式及び本B種種類株式を追加し、本A種種類株式及び本B種種類株式に関する規定を新設するものであります（①及び②を併せて以下「本定款変更（1）」といいます。）。

なお、本定款変更（1）の効力の発生は、本定時株主総会において、第1号議案から第5号議案が原案どおり承認されることを条件とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第6条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>4千万株</u> とする。	第6条（発行可能株式総数 <u>および発行可能種類株式総数</u> ） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>6千万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。</u> <u>普通株式 6千万株</u> <u>A種種類株式 26,195,000株</u> <u>B種種類株式 1,500株</u>
第8条（単元株式数） 当会社の単元株式数は、100株とする。	第8条（単元株式数） 当会社の <u>普通株式、A種種類株式およびB種種類株式の単元株式数は、100株とする。</u>

	第 2 章の2 種 類 株 式 (新設) 第11条の2 (A種種類株式) 当会社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第9項に定めるものとする。 2. 剰余金の配当 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類株式の株主（以下、「A種種類株主」という。）およびA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対して、A種種類株式1株につき、当該基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主または普通株式の登録株式質権者（以下、総称して「普通株主等」という。）と同順位にて、普通株式1株につき支払う配当額と同額の金銭を支払う。 3. 残余財産の分配 (1) 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、普通株主等およびA種種類株主等に対する残余財産の分配額の合計額が普通株式払込総額（以下に定義する。）およびA種種類株式払込総額（以下に定義する。）の合計額から、普通株式既配当額（以下に定義する。）およびA種種類株式既配当額（以下に定義する。）の合計額を控除した額に達するまでの範囲において、普通株主等と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株につき支払う残余財産分配額と同額の金銭を支払う。 「普通株式払込総額」とは、当初1,122,069,705円（ただし、剰余金の配当の決議時の前日までに佐渡汽船株式会社 第9回新株予約権および佐渡汽船株式会社 第10回新株予約権の保有者が当該新株予約権を行使し、行使価額の払込みを行った場合には、当該払込金額の総額が加算されるものとする。）とする。
--	--

	<u>ただし、2022年7月1日以降、普通株式もしくは普通株式を目的とする新株予約権の発行または行使、普通株式の併合に伴う端数相当株式の処理、当会社による普通株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付もしくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。</u> <u>「A種種類株式払込総額」とは、当初523,900,000円とする。ただし、A種種類株式もしくはA種種類株式を目的とする新株予約権の発行または行使、当会社によるA種種類株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付もしくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。</u> <u>「普通株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全ての普通株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。</u> <u>「A種種類株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全てのA種種類株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。</u> <u>(2) 上記(1)に従い普通株主等およびA種種類株主等に対し残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種種類株主等に対し、全てのB種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）およびB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。）に対して支払われる残余財産分配額の合計額がB種種類株式払込総額（以下に定義する。）からB種種類株式既配当額（以下に定義する。）を控除した額に達するまでの範囲において、普通株主等およびB種種類株主等と同順位にて、A種種類株式1株につき、下記に定める算式により算出される額のA種残余財産分配額を支払う。なお、当該残余財産の分配額に各A種種類株主等が権利を有する</u>
--	--

A種種類株式の数を乗じた金額に、1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

記

$$\text{A種残余財産分配額} = \frac{\text{同順位残余財産分配額総額}}{\text{(発行済みの普通株式数－当社が保有する普通株式数) + (発行済みのA種種類株式数－当社が保有するA種種類株式数)}} \times \text{B種種類株式残余財産分配額}$$

「同順位残余財産分配額総額」とは、普通株主等、A種種類株主等およびB種種類株主等に対して同順位で支払われる残余財産分配額の総額をいう。

「B種残余財産分配額」とは、B種種類株主等に対して同順位で支払われる残余財産分配額の総額をいう。

「B種種類株式払込総額」とは、当初1,500,000,000円とする。ただし、B種種類株式もしくはB種種類株式を目的とする新株予約権の発行または行使、当社によるB種種類株式の取得、合併、株式交換、株式移転、株式交付もしくは会社分割、その他これらに類する事由の発生により調整を必要とする場合には、合理的に調整される。

「B種種類株式既配当額」とは、2022年3月31日以降、全てのB種種類株主等に対して支払済みの剰余金の累計額をいう。

- (3) 上記(2)に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、A種種類株主等に対し、普通株主等と同順位にて、A種種類株式1株につき、普通株式1株につき支払う残余財産分配額と同額の金銭を支払う。

	<u>4. 取得請求権（転換請求権）</u> <u>A種種類株主は、以下に定める条件に従い、当 会社に対しいつでも、その有するA種種類株式を 取得することを請求することができる。</u> <u>(1) A種種類株式を取得することと引換えに交付す る株式の種類</u> <u>当会社普通株式</u> <u>(2) A種種類株式を取得することと引換えに交付す る株式の数</u> <u>1株</u> <u>ただし、当会社が合併、会社分割、株式交 換、株式移転、株式交付または資本金の額の減 少を行う場合その他これらの場合に準じA種種 類株式を取得することと引換えに交付する株式 の数の調整を必要とする場合には、合理的な範 囲で、付与株式数は適切に調整されるものとす る。</u> <u>5. 議決権</u> <u>A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合 を除き、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>6. 譲渡制限</u> <u>A種種類株式を譲渡により取得するには、当会 社の取締役会の承認を受けなければならない。</u> <u>7. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u> <u>(1) 当会社は、2022年7月1日以降、株式の併合また は分割をするときは、普通株式およびA種種類 株式の種類ごとに同時に同一の割合でする。</u> <u>(2) 当会社は、2022年7月1日以降、株主に募集株式 または新株予約権の割当てを受ける権利を与え るときは、各々の場合に応じて、普通株主には 普通株式または普通株式を目的とする新株予約 権の割当てを受ける権利を、A種種類株主には A種種類株式またはA種種類株式を目的とする 新株予約権の割当てを受ける権利を、それぞれ 同時に同一の割合で与える。</u>
--	--

(新設)	<u>(3) 当社は、2022年7月1日以降、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てをするときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の株式無償割当てまたは普通株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、A種種類株主にはA種種類株式の株式無償割当てまたはA種種類株式を目的とする新株予約権の新株予約権無償割当てを、それぞれ同時に同一の割合でする。</u> <u>8. 種類株主総会における決議</u> <u>当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> <u>9. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u> <u>当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u> <u>第11条の3 (B種種類株式)</u> <u>当社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第9項に定めるものとする。</u> <u>2. 剰余金の配当</u> <u>(1) B種種類株式配当条件不充足時</u> <u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときであっても、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時において、下記に定める条件（以下、「B種種類株式配当条件」という。）が充足されていない場合、B種種類株主等に対し、剰余金の配当を行わない。</u>
------	--

記

下記(a)および(b)の合計額に下記に定める算式により算出される調整割合（以下、「本調整割合」という。）を乗じた額（1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。）が1,466,887,380円（以下、「本基準価額」という。）ただし、株式会社みちのりホールディングスが新株予約権を行使することによりまたは当会社が発行する株式を引き受けることにより、金銭の払込みを行った場合には、当該払込日以降、当該払込金額の総額は本基準価額に加算されるものとする。）以上となった場合。なお、株式会社みちのりホールディングスが、当会社の普通株式またはA種種類株式を第三者に譲渡した場合または当会社が株式会社みちのりホールディングスが保有する株式について自己株式の取得をする場合、株式会社みちのりホールディングスが保有する当会社の普通株式およびA種種類株式の合計数から当該譲渡されたまたは取得された普通株式またはA種種類株式の数を控除した数を、当該時点における発行済みの普通株式数および発行済みのA種種類株式数の合計額で除した数を本基準価額に乘ずることにより、本基準価額は合理的に調整される。

(a) 直前事業年度に係る当会社の貸借対照表における利益剰余金（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第76条第5項に規定する利益剰余金をいう。）の額

(b) 2022年3月31日以降、普通株式既配当額およびA種種類株式既配当額の合計額

本調整割合は以下の算式により算定される。

なお、「発行済みの普通株式数」とは、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時点における普通株式の発行済株式総数（当会社が保有するものを除く。）をいい、「発行済みのA種種類株式数」とは、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時点における

A種種類株式の発行済株式総数（当社が保有するものを除く。）をいう。

$$\text{本調整割合} = \frac{\text{株式会社みちのりホールディングスが保有する普通株式数およびA種種類株式数の合計数}}{\text{発行済みの普通株式数} + \text{発行済みのA種種類株式数}}$$

(2) B種種類株式配当条件充足時

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときであって、株主総会その他の業務執行機関による剰余金の配当の決議時において、B種種類株式配当条件が充足されている場合には、（ア）当該事業年度におけるB種種類株主等に対する配当金の合計額がB種種類株式払込総額に2.0%を乗じた額に達するまでの範囲において、当該剰余金の配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株主等に対して、普通株主等およびA種種類株主等と同順位にて、B種種類株式1株につき、下記に定める算式により算出される額（かかる配当によりB種種類株式1株あたりに支払われる金銭を、以下、「B種種類株式配当金」という。）の金銭を支払い、（イ）当該事業年度におけるB種種類株式配当金がB種種類株式払込金額相当額に2.0%を乗じた額に達した後は、普通株主等およびA種種類株主等に対してのみ剰余金の配当を行う。なお、B種種類株式配当金にB種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

記

B種種類株式配当金は以下の算式により算定される。

$$\text{B種種類株式配当金} = \frac{\text{同順位配当金総額} \times \frac{\text{B種種類株式払込総額}}{(\text{普通株式払込総額} + \text{A種種類株式払込総額} + \text{B種種類株式払込総額})}}{(\text{発行済みのB種種類株式数} - \text{当会社が保有するB種種類株式})}$$

「同順位配当金総額」とは、ある事業年度において、普通株主等、A種種類株主等およびB種種類株主等に対して同順位で支払われる剰余金の配当額の総額をいう。

3. 残余財産の分配

(1) 当社は、残余財産を分配するときは、普通株主等およびA種種類株主等に対し、B種種類株主等に先立ち、普通株式1株およびA種種類株式1株につき、普通株式払込総額およびA種種類株式払込総額の合計から普通株式既配当額およびA種種類株式既配当額を控除した額を普通株式およびA種種類株式の発行済株式の総数（ただし、当会社が保有する普通株式およびA種種類株式の数を除く。）で除した額の金銭をそれぞれ支払う。なお、当該残余財産の分配額に各普通株主等が権利を有する普通株式の数を乗じた金額または当該残余財産の分配額に各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に、1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 上記(1)に従い残余財産の分配を行った後になお残余財産がある場合、B種種類株主等に対し、全てのB種種類株主等に対して支払われる残余財産分配額の合計額がB種種類株式払込総額からB種種類株式既配当額を控除した額に達するまでの範囲において、普通株主等およびA種種類株主等と同順位にて、B種種類株式1株につき、下記に定める算式により算出される額

（かかる残余財産の分配によりB種種類株式1株当たり
に支払われる金額を、以下、「B種残余財産
分配額」という。）の金銭を支払う。なお、B種
残余財産分配額に、B種種類株主等が権利を有す
るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数
が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

$$\begin{array}{rcl}
 & & \text{記} \\
 & & \frac{\text{（B種種類株式払込総額} \\
 & & \quad \text{－ B種種類株式既配当} \\
 & & \quad \text{額）}}{\text{（普通株式払込総額－普} \\
 & & \quad \text{通株式既配当額）＋（A} \\
 & & \quad \text{種種類株式払込総額－A} \\
 & & \quad \text{種種類株式既配当額）＋} \\
 & & \quad \text{（B種種類株式払込総額} \\
 & & \quad \text{－ B種種類株式既配当} \\
 & & \quad \text{額）}} \\
 \text{B種残余財産分配額} & = & \frac{\text{同順位残余財産分配額総額} \times \text{（発行済みのB種種類株式数} \\
 & & \quad \text{－ 当会社が保有するB種種類株式）}}{\text{（普通株式払込総額－普通株式既配当額）＋（A種種類株式払込総額－A種種類株式既配当額）＋（B種種類株式払込総額－B種種類株式既配当額）}}
 \end{array}$$

（3） B種種類株主等に対しては、上記（2）のほか、
残余財産の分配は行わない。

4. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合
を除き、株主総会において議決権を有しない。

5. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、当会社の取締役会が別に定める日
（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来す
ることをもって、B種種類株主等に対して、金銭
対価償還日の20営業日前までに書面による通知
（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容
する範囲内において、金銭を対価として、B種種
類株式の全部または一部を取得することができる
（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、
当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式
を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係
るB種種類株式の数に払込金額相当額を乗じて得
られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付す

(新設)	<u>るものとする。金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。なお、B種種類株式の一部を取得するときは、取得するB種種類株式は、比例按分その他の方法により当会社の取締役会において決定する。</u> 6. <u>譲渡制限</u> <u>B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</u> 7. <u>株式の併合または分割、募集株式の割当て等</u> (1) <u>当会社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わない。</u> (2) <u>当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> (3) <u>当会社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</u> 8. <u>種類株主総会における決議</u> <u>当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u> 9. <u>自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u> <u>当会社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部または一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項および第3項の規定を適用しないものとする。</u> <u>第17条の2（種類株主総会）</u> <u>第14条および第17条の規定は、種類株主総会について準用する。</u> 2. <u>第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u>
------	---

第2号議案 第三者割当による普通株式、A種種類株式及び第9回新株予約権発行の件

会社法第199条、第236条及び第238条の規定に基づき、下記1.に記載の理由により、下記2.に記載の内容で、みちのりホールディングス第三者割当を実施することについて、ご承認をお願いするものであります。

本第三者割当に伴い発行される本普通株式33,805,000株（議決権数338,050個）、本A種種類株式の全てが当初の条件で普通株式に転換された場合に交付される普通株式26,195,000株（議決権数261,950個）、本第9回新株予約権第三者割当に伴い発行される本第9回新株予約権の全てが行使された場合に交付される普通株式15,000,000株に係る議決権数（議決権数150,000個）の合計75,000,000株（議決権数750,000個）は、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数17,006,947株（2021年12月31日現在の総議決権数168,861個）の約441.00%（議決権における割合444.15%）に相当します。このように、本第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、本定時株主総会にて、株主の皆様への承認を併せてお願いするものであります。さらに、本第三者割当は、大規模な希薄化と支配株主の異動を伴うのみならず、本第三者割当の発行条件が、みちのりホールディングスに特に有利なものであり、また、その後に当社株式の上場廃止が予定されていることから、少数株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性及び客観性を確保すべく、2021年10月29日付の当社取締役会決議に基づき、当社の経営者から一定程度独立し、本当初最終意向表明書に係る取引に関与する他の当事者からの独立性及び当該取引の成否からの独立性（当該取引の成否に関して一般株主とは異なる重要な利害関係を有していないこと）が認められる、当社の取締役である遠藤達雄氏（当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）並びに当社の監査役である金子英明氏（当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外監査役です。）及び平島健氏（当社の社外監査役です。）で構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置し、本特別委員会に対して、①本第三者割当に係る資金調達の必要性、②本第三者割当に係る手段の相当性、③本第三者割当に係る発行条件の相当性、④本みちのりグループ化取引及びこれに引き続いて行われる当社株式の上場廃止に関して、当社が本みちのりグループ化取引に係る取引に関する決定をすることが当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないか（以下、かかる①乃至④の事項を総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、2022年2月5日付で、本第三者割当に係る資金調達には必要性が認められること、本第三者割当に係る手段は相当であると考えられること、本第三者割当に係る発行条件は相当であると考えられること、

また、本みちのりグループ化取引及びこれに引き続いて行われる当会社株式の上場廃止に関して、当社が本みちのりグループ化取引に係る取引に関する決定をすることは、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を取得しております。

なお、みちのりホールディングス第三者割当は、本定時株主総会において第1号議案から第5号議案が原案どおり承認されること等を条件としております。

1. 特に有利な金額で募集株式又は募集新株予約権を発行する理由

(1) みちのりホールディングス第三者割当に至る経緯及び目的

上記「第1号議案から第7号議案の上程に係る経緯」に記載のとおり、かねてから財務状況が悪化していた当社は、複数社に対して2021年4月末以降当社グループへのスポンサー支援を打診した結果、JPiX及びみちのりホールディングスから本当初最終意向表明書を受領しました。その内容を受けて、当社は、当社グループをとりまく状況を踏まえたスポンサー選定において重要と考えられる考慮要素を充足していることから、みちのりホールディングスを第三者割当の割当先に決定いたしました。その過程で、上記「第1号議案から第7号議案の上程に係る経緯」に記載のとおり、関係者を含めて取引手法について様々な協議を実施した結果、みちのりホールディングス第三者割当を含む、本第三者割当を実施することといたしました。

(2) みちのりホールディングス第三者割当を選択した理由

当社は、みちのりホールディングス第三者割当を含む本第三者割当の実施を決定するまでに、様々な資金調達のための手法について比較検討を行いました。その際、上記「第1号議案から第7号議案の上程に係る経緯」に記載の当社グループの資金需要を踏まえれば、当社グループが希望する時間軸での必要金額の調達が確実に見込まれることが最も重要な考慮要素と考えました。

この点、例えば、公募増資による普通株式の発行を行う場合、2021年2月19日付「2020年12月期決算短信〔日本基準〕（連結）」（2021年3月25日付「（訂正・数値データ訂正）「2020年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」の一部訂正について」により訂正された事項を含みます。）にて公表のとおり、当社グループの2020年12月期連結財務諸表の注記には「継続企業の前提に関する事項」の注記を記載しており、証券会社の引受けにより行われる公募増資の実施はそもそも困難と判断しました。また、ライツオフアリング・株主割当についても、株価動向等を踏まえた割当株

主の判断により、新株予約権が必ずしも全て行使されるとは限らず、また、株主割当に全て応じていただけるとも限らないため、最終的な資金調達金額が不確実であり、確実性をもって必要金額を調達する必要がある当社グループにとっては現時点における適切な選択肢ではないと判断しました。

これに対して、第三者割当増資は、必要金額の調達の確実性が最も高く、適切なスポンサーが選定できれば、当社グループにとって適切な選択肢になり得ると考え、みちのりホールディングスを割当予定先とするみちのりホールディングス第三者割当を実施すること、及び、その前提条件として提示された第四北越銀行が当社に対して有する債権の株式化を実施することが、現時点で当社グループがとり得る最良の選択肢であるとの判断に至りました。なお、スポンサー候補先に対するスポンサー支援の打診の過程において、同じく第三者割当である無議決権の転換型優先株式による資金調達を検討していた候補者もいたものの、新型コロナウイルス感染症の長期化により、具体的な提案には至りませんでした。

当社は、第三者割当増資の他にも、金融機関からの追加借入による資金調達の可能性も検討しましたが、既に当社グループが債務超過に陥っており、今後も多額の損失計上が続くことが予想され、かつ、2021年8月以降、取引金融機関より既に借入金及び保証債務の元金の返済の猶予をいただき、2022年4月以降の取引条件についても見直し等が必要な状況の中で、スポンサーからの資金提供等により当社グループが抱える事業・財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図り、当社の取引金融機関（個別に又は総称して以下「本対象債権者」といいます。）より当社の事業再生計画案（以下「本再生計画案」といいます。）にご同意いただくことを最優先すべきであり、現時点では、金融機関からの追加借入による資金調達は当社グループにとって現実的又は利用可能な選択肢ではなく、当社グループをとりまく状況の解決につながるものではないと判断しました。

また、航路関係者である地方自治体による資金調達の可能性も検討しましたが、既に2021年2月に佐渡市から第三者割当増資の引受けによる357,981千円の支援を、2020年12月に新潟県から「地域公共交通感染症拡大防止対策事業」として88,782千円の補助金及び「佐渡航路事業継続支援事業」として715,802千円の補助金の支援を、それぞれ実施いただいております。追加的な支援を受けることは困難と判断いたしました。なお、当社と新潟県、佐渡市、上越市、みちのりホールディングスは、佐渡航路の維持・発展のために、連携協定を結ぶことを予定しているとともに、上越市からは今後の追加の支援が予定されており、上記三自治体からは、みちのりホールディングスによる出資後も、より強固な関係を築きたいとの意向を示し

ていただいております。

本普通株式第三者割当によりみちのりホールディングスに対して本普通株式が割り当てられた場合、みちのりホールディングスが有することとなる議決権数は338,050個であり、当社の総議決権数（2021年12月31日現在の当社の総議決権数（168,861個）に当該議決権数を加えた数である506,911個）に対する割合は66.69%となります。また、みちのりホールディングスに割り当てられる本A種種類株式は無議決権種類株式であるものの、本A種種類株式には当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、本A種種類株式の全てが当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式に係る議決権は261,950個であります。さらに、本第9回新株予約権が全て行使された場合に交付される株式に係る議決権数150,000個であります。よって、みちのりホールディングスが本普通株式、本A種種類株式及び本第9回新株予約権を全て引受け、かつ行使及び転換した場合の当社の総議決権数（2021年12月31日現在の当社の総議決権数（168,861個）に当該議決権数を加えた数である918,861個）に対する割合は81.62%となり、みちのりホールディングスは、会社法第206条の2第1項及び第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当します。なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本みちのりグループ化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本みちのりグループ化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、当社とみちのりホールディングスとの間の2022年2月7日付出资契約（以下「本出资契約（みちのりホールディングス）」といいます。）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨合意しております。

みちのりホールディングス第三者割当に関して、2022年2月7日開催の当社取締役会において、当社の監査役3名（うち2名は社外監査役）は、当社の現在の財務状態と資金繰りを含めた今後の見通しを踏まえると、みちのりホールディングス第三者割当によって資金調達を行い、本みちのりグループ化取引を通じたスポンサー支援を受けることは、現在の当社の存亡にかかわる取引であると考えられ、本みちのりグループ化取引を通じたスポンサー支援を受けるために取引金融機関から既存借入金についての条件変更等の同意を得る必要がある状況に照らしても、みちのりホールディングス第三者割当の払込金額及び本株式併合に伴う端数処理を通じて当社の少数株主の皆様を支払われる金額は、赤坂国際会計（以下に定義します。）から当社宛に提出された2022年2月4日付本普通株式価値算定書

(以下に定義します。)に記載されている当社株式の株式価値の算定結果及び同じく赤坂国際会計から当社宛に提出された2022年2月4日付フェアネス・オピニオン(以下に定義します。)に記載されている意見の内容を踏まえていることから、相当であると認められ、これらの点に鑑みると、本みちのりグループ化取引を通じたスポンサー支援は、当社にとって必要かつ相当な取引であると認められ、また、会社法第206条の2第1項及び第244条の2第1項に規定する特定引受人に該当するみちのりホールディングス第三者割当には合理性が認められる旨の意見を表明しています。なお、取締役会の判断と異なる社外取締役の意見はありません。

(3) 発行条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

ア. 本普通株式

当社グループは、足元の厳しい経営環境下において、当社グループにとっても最も有利かつ実現可能な条件での資金調達を目指すべく、JPiX及びみちのりホールディングスとの間で、同社による当社グループに対するデュー・ディリジェンスを受け入れ、当社グループの経営環境、財務状況、資金繰りや株価の状況等を総合的に勘案した協議を真摯に実施してきました。また、本当初最終意向表明書の受領後も、提案を受けた条件につき、取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書(以下に定義します。)で示されたディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果(0円から21円)を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、当社は、本普通株式の払込金額を20円と決定しました。

当該払込金額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である2022年2月4日の東京証券取引所における当社普通株式の終値202円に対して90.10%のディスカウント、直前1か月間の終値の平均値である222.3円に対して91.00%のディスカウント、直前3か月間の終値の平均値である237.5円に対して91.58%のディスカウント、直前6か月間の終値の平均値である237.2円に対しては91.57%のディスカウントとなります。

当社は、上記の協議・交渉の結果をふまえて、本普通株式第三者割当における払込金額及び本株式併合に係る端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭(以下「本株式併合交付見込

金額」といいます。)を決定するに当たり、また、本定時株主総会における株主の皆様への議決権行使の参考に資するために、第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者:黒崎 知岳、住所:東京都港区元赤坂一丁目1番8号、以下「赤坂国際会計」といいます。)に対して、当社普通株式の株式価値の算定と、本普通株式第三者割当における払込金額及び本株式併合交付見込金額が、少数株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)(以下「本普通株式フェアネス・オピニオン」といいます。)の提出を依頼しました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社、みちのりホールディングス及び第四北越銀行の関連当事者に該当せず、本第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

赤坂国際会計は、当社株式の算定方法を検討し、一般的に採用される手法である①市場株価平均法、②類似会社比較法及び③DCF法のうち、③DCF法を採用して本普通株式の株式価値の算定を行いました。当社は、2022年2月4日付で、株式価値算定書(以下「本普通株式価値算定書」といいます。)を受領しております。

また、当社は、2022年2月4日付で、赤坂国際会計から本普通株式第三者割当の払込金額及び本株式併合交付見込金額が、当社及びみちのりホールディングスを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨の本普通株式フェアネス・オピニオンを取得しました。

本普通株式価値算定書によれば、DCF法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

DCF法: 0円から21円

赤坂国際会計が当社株式の株式価値の算定においてDCF法を採用した理由としては、以下のとおりです。

①市場株価平均法については、本普通株式価値算定書の作成過程において、当社の債務超過解消に向けた経営改善計画等の進捗状況等に関する開示がなされているものの、本第三者割当等が実施されない場合に想定される事業継続に及ぼす重要な影響が市場価格に十分に反映されていない可能性があると考えられること、当社株式の公表に伴い公表される情報のうち算定基準日までの市場価格に反映されていない情報の重要性が高い可能性があると考えられること等を総合的に勘案し、採用しないものとしたとのことです。

②類似会社比較法については、一般に公開された情報である同業他社の株価及び財務データを使用するため、実証的かつ客観的な価値評価が可能になる算定方法であると考えられるものの、当社においては、一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・E B I T D A等が直近でいずれもマイナスとなっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であると考えられるため、採用しないものとしたとのことです。

他方、③D C F法は、事業の将来のキャッシュ・フロー（収益力）に基づく算定方法であり、事業継続を前提とした場合の価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられ、当社が赤坂国際会計に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来キャッシュ・フローに基づき、D C F法による株式の価値を算定するものとしたとのことです。

D C F法を用いて当社の株式価値の算定をするに当たり、本普通株式価値算定書では、当社が提出した2021年12月期から2031年12月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等について合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社グループが2021年12月期以降に生み出すと見込むフリー・キャッシュ・フローをもとに、事業リスクを反映した一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価しています。割引率は加重平均資本コスト（W A C C）として5.2%、継続価値の算定は永久成長率法を用いて永久成長率を△0.5%～0.5%、実効税率を30.5%、純有利子負債残高は2020年12月末時点での有利子負債残高（13,316百万円）から余剰現金預金残高（現預金2,910百万円から必要運転資金1,700百万円を控除した1,210百万円）を控除した12,105百万円により算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲は0円～21円と算定されております。

なお、赤坂国際会計がD C F法の算定の前提とした当社グループの本再生計画案に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測は本第三者割当及び本みちのりグループ化取引の実施により、新経営体制のもとでの事業及び組織構造改革並びにみちのりホールディングスが持つサービスのデジタル化とマーケティングノウハウの導入、様々なコスト削減努力等のあらゆる経営改善努力が実施され、効果が発現することが前提とされています。また、2022年4月以降に新型コロナウイルス感染症が収束に向かう前提のもと、当社旅客輸送人員の回復を前提としていることから2022年12月期及び2023年12月期の計画において、営業利益の大幅

な増加を見込んでいるほか、2031年12月期においては、船舶の更新を予定していることから、減価償却費が増加することにより大幅な減益を見込んでいます。なお、DCF法の算定に当たっては、当社の船舶にかかる更新投資による損益及び投資のサイクルを考慮して、2027年12月期から2031年12月期の計画値を平準化した上で、継続価値の評価を行っております。これらの財務予測は、2021年12月期第3四半期決算短信公表後の当社の売上高の傾向を反映したものとして作成しております。

(単位：百万円)

	2021年12月 期見込	2022年12月 期計画	2023年12月 期計画	2024年12月 期計画
売上高	7,640	9,427	11,305	11,197
営業利益	△2,376	△94	1,329	1,146
E B I T D A	△1,488	264	1,706	1,533
フリー・キャッシュ・フロー	1,208	△1,645	△207	△388

	2025年12月 期計画	2026年12月 期計画	2027年12月 期計画	2028年12月 期計画
売上高	11,038	10,738	10,617	10,511
営業利益	1,002	839	1,030	1,048
E B I T D A	1,669	1,515	1,748	1,744
フリー・キャッシュ・フロー	△432	813	902	1,077

	2029年12月期 計画	2030年12月期 計画	2031年12月期 計画
売上高	10,360	10,213	10,031
営業利益	1,018	1,072	549
E B I T D A	1,753	1,797	1,556
フリー・キャッシュ・フロー	988	1,110	△1,601

なお、赤坂国際会計より、DCF法の採用に際して、「対象会社の事業が計画期間にわたり継続することを前提とした場合の株式価値を算定しており、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中あるいは計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておりません。この点について、このような事業継続が困難になる状況を想定した場合には、本普通株式価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があります。」との見解が本普通株式価値算定書において示されています。

以上から、本普通株式の払込金額を決定する上では、取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、上記のとおり、本普通株式の払込金額を、本普通株式価値算定書のDCF法による算定結果の範囲内である、1株当たり20円に決定しました。かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものの、当社グループが大幅な債務超過であり、今後も追加的な損失計上の継続が見込まれることに加え、2022年4月以降の資金繰りを維持する必要がある状況下において、取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された金額であり、本普通株式価値算定書の算定結果の範囲内であることから、公正かつ妥当な金額であると判断しました（注）。もっとも、かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものであるため、割当予定先に特に有利な金額に該当するものとして、本定時株主総会において、特別決議による承認を受けることを、本普通株式第三者割当による本普通株式の発行の条件としました。

（注）①市場株価平均法について、DCF法による算定結果（0円から21円）と比較すると、市場株価平均法による算定結果は比較的高い評価レンジとなることが想定されます。当社は、このようなDCF法による各算定結果は、当社株式の株式価値算定においては、市場株価平均法を採用する論理的

前提である、上場株式の市場価格がその期待将来収益の現在価値を表示するという仮定が必ずしも当てはまらない可能性が高いことを示すものであると考えています。また、②類似会社比較法については、利益・純資産・EBITDA等が直近でいずれもマイナスとなっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であるとの理由は、当社をとりまく現在の状況に合致しており、妥当な理由であると考えております。

イ. 本A種種類株式

当社は、本A種種類株式の発行条件の決定に当たっては、公平性を期するため、当社から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して本A種種類株式の株式価値の算定と、本A種種類株式第三者割当における払込金額が、少数株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本A種種類株式フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼しました。

当社は、2022年2月4日付で、本A種種類株式の株式価値算定書（以下「本A種種類株式価値算定書」といいます。）を受領しております。また、当社は、2022年2月4日付で、赤坂国際会計から本A種種類株式第三者割当の払込金額について、当社及びみちのりホールディングスを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨の本A種種類株式フェアネス・オピニオンを取得しました。本A種種類株式価値算定書においては、本A種種類株式の評価額は0円～21円とされております。

赤坂国際会計は、本A種種類株式の評価に当たっては、一般的なオプション価格算定モデルである二項モデルに基づき本A種種類株式を評価するものとしたとのことです。

赤坂国際会計がかかる評価の方法を採用した理由は、本A種種類株式には普通株式に対する取得請求権により普通株式が交付されるという普通株式への転換可能なオプションが付帯することから、これを評価に反映するためとのことです。

当社は、赤坂国際会計による本A種種類株式価値算定書における上記算定結果や当社の置かれた事業環境や財務状況を考慮した上で、割当予定先であるみちのりホールディングスとの協議を経て、本A種種類株式の払込金額を本普通株式の払込金額と同じ1株当たり20円とし、その他の発行条件を決定しております。

しかしながら、本A種種類株式には客観的な市場価格がなく、また、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本A種種類株式の払込金額がみちのりホールディングスに特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本A種種類株式を発行することといたしました。

ウ. 本第9回新株予約権

当社は、本第9回新株予約権の発行条件の決定に当たっては、公平性を期すため、当社から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して価値の算定と、本第9回新株予約権の発行条件が、少数株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本第9回新株予約権フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼しました。

当社は、2022年2月4日付で、本第9回新株予約権の価値算定書（以下「本第9回新株予約権価値算定書」といいます。）を受領しております。また、当社は、2022年2月4日付で、赤坂国際会計から本第9回新株予約権の発行条件について、当社及びみちのりホールディングスを除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨の本第9回新株予約権フェアネス・オピニオンを取得しました。本第9回新株予約権価値算定書においては、一般的な株式オプション価値算定モデルであり、本第9回新株予約権の主要な特徴を反映した評価額を算定し得るモデルである二項モデルを用いて本第9回新株予約権の価値算定を実施しており、本第9回新株予約権1個当たりの公正な評価額は0円とされております。

当社は、赤坂国際会計による本第9回新株予約権価値算定書における上記算定結果や当社の置かれた事業環境や財務状況を考慮した上で、割当予定先であるみちのりホールディングスとの協議を経て、本第9回新株予約権の払込金額を無償とし、行使価額その他の発行条件を決定しております。

しかしながら、本第9回新株予約権には客観的な市場価格がなく、また、新株予約権式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本第9回新株予約権の発行に当たり金銭の払込みを要しないこととするこ

とがみちのりホールディングスに特に有利な条件であると判断される可能性は否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第238条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本第9回新株予約権を発行することといたしました。

② 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本普通株式第三者割当により発行される本普通株式は33,805,000株（議決権数は338,050個）であり、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数17,006,947株に対する比率は198.77%（2021年12月31日現在の当社議決権総数168,861個に対する比率は200.19%）、本A種種類株式の全てが当初の条件で普通株式に転換された場合に交付される株式数は26,195,000株（議決権数261,950個）であり、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数17,006,947株に対し154.03%（2021年12月31日現在の当社議決権総数168,861個に対しては155.13%）、本第9回新株予約権の全てが行使された場合に交付される普通株式数は15,000,000株（議決権数150,000個）であり、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数17,006,947株に対する比率は88.20%（2021年12月31日現在の当社議決権総数168,861個に対する比率は88.83%）であります。これらを合計した、みちのりホールディングス第三者割当による普通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数は75,000,000株（議決権数は750,000個）であり、2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数17,006,947株に対し、441.00%（2021年12月31日現在の当社議決権総数168,861個に対しては444.15%）の割合で希薄化が生じることとなります。本B種種類株式は、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付与されておらず、また当社株主総会における議決権も付与されないため、本B種種類株式の発行によって普通株式の希薄化は生じません。なお、本第9回新株予約権は、本株式併合、本みちのりグループ化取引及び本株式分割の完了後に行使がなされることを想定し、行使期間の始期を本株式併合、本みちのりグループ化取引及び本株式分割の完了が見込まれている2022年7月1日に設定しているとともに、本出資契約（みちのりホールディングス）上、当社において本第9回新株予約権の行使に伴う払込みを受ける合理的な必要性が認められるとみちのりホールディングスが判断した場合には、みちのりホールディングスは、本第9回新株予約権を行使する旨合意する予定であるところ、みちのりホールディングス第三者割当による普

通株式に係る潜在株式数を含む発行株式数75,000,000株（議決権数は750,000個）の、本株式併合、本みちのりグループ化取引及び本株式分割の完了後の当社の発行済株式総数50,760,000株に対する比率は147.75%（本株式併合、本みちのりグループ化取引及び本株式分割の完了後の当社議決権総数507,600個に対する比率は147.75%）となります。

このように本第三者割当により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記のとおり、①当社は、2021年12月期第3四半期連結累計期間末で2,299,571千円の債務超過となっており、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円を同年4月以降に約定通りに弁済すること及び同年4月以降の資金繰りを維持することが困難となっている状況にあるところ、本第三者割当の発行規模は、当社が、そのような状況において、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持しつつも、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保することに加えて、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るために必要最低限の規模に設定されていること（なお、当社は、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円については、（i）そのうち15億円については本B種種類株式第三者割当による手取金を第四北越銀行に対する既存借入金の弁済に充てる他、（ii）5,830,800千円については、借換え又は条件変更による2023年12月末までの元本返済猶予及びその後15年間の分割返済へ変更する内容の金融支援、（iii）劣後ローン1,440,000千円については返済条件の維持を内容とする金融支援を受ける予定であり、金融支援実施後の条件に従い返済することを想定しております。）、②本第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式の払込金額その他の発行条件についても、当社をとりまく厳しい財務状況並びに取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、みちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された当社にとって現時点で最善の条件であり、本普通株式価値算定書、本A種種類株式価値算定書、本第9回新株予約権価値算定書及び本B種種類株式価値算定書で示された算定結果に照らしても公正性及

び妥当性が認められると判断できること、④本A種種類株式に与えられた普通株式を対価とする取得請求権は発行要項上はいつでも行使することができることとされているものの、当社は、みちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の意向を口頭で確認しており、本第三者割当により直ちに全ての希薄化が生じるものではないこと、⑤実際には、本普通株式、本A種種類株式、本第9回新株予約権及び本B種種類株式が発行された場合においても、本普通株式以外は議決権がないため、本第三者割当発行の時点では、現在の普通株式の所有者の有する議決権についての即時の希薄化は一定程度抑制されていることといった事情を踏まえれば、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

なお、希薄化率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定は、当該第三者割当の目的、割当対象者の属性、発行可能株式総数の変更に係る手続の実施状況その他の条件を総合的に勘案し、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと東京証券取引所が認める場合を除き、上場廃止基準に該当するとされております（東京証券取引所の定める有価証券上場規程第601条第1項第17号、有価証券上場規程施行規則第601条第15項第6号、上場管理等に関するガイドラインⅣ.10）。当社としては、上記①から⑤の理由により、本第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。また、本第三者割当に関連する議案と併せて、発行可能株式総数の増加に係る定款の一部変更及び株式併合についても、本定時株主総会へ付議するため株主の承認を得た上で適法に手続が遂行されること、さらに、本株式併合に伴い、株式の数に1株に満たない端数が生じた当社の株主の皆様に対しては裁判所からの許可を得て最終的に本第三者割当における本普通株式の払込金額（20円）に対して50%のプレミアムを付した額の金銭（30円）が支払われる予定であって、かかる金額は、取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、少数株主の皆様にお支払いする金額を可及的に最大化すべくみちのりホールディングスとの協議及び交渉を重ねた結果、決定された金額であり、本普通株式価値算定書の評価額の上限21円を9円上回り、かつ、本普通株式の払込金額に50%のプレミ

アムを付した金額となっていること、並びに、本みちのりグループ化取引後の再出資により、株主が本株式併合前の保有株数で当社の株式を保有いただく機会が確保されていることから、当社が当社の株主の皆様提供できる最善の条件であり、本第三者割当は株主及び投資者の利益を侵害するおそれの少ない場合に該当し、上場廃止基準には該当しないものと考えております。

③ 当社の経営陣から一定程度独立した者からの意見の取得

当社は、当社の経営陣から一定程度独立したものとして、社外取締役である遠藤達雄氏、社外監査役である金子英明氏及び同平島健氏で構成される本特別委員会を組成し、本諮問事項について諮問し、2022年2月5日付で、本第三者割当に係る資金調達には必要性が認められること、本第三者割当に係る手段は相当であると考えられること、本第三者割当に係る発行条件は相当であると考えられること、また、本みちのりグループ化取引及びこれに引き続いて行われる当会社株式の上場廃止に関して、当社が本みちのりグループ化取引に係る取引に関する決定をすることは、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を取得しております。

2. 募集する株式又は新株予約権の内容

(1) 本普通株式

① 払 込 期 日	2022年3月31日
② 発 行 新 株 式 数	普通株式 33,805,000株
③ 発 行 価 額	1株につき20円
④ 調 達 資 金 の 額	676,100,000円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (みちのりホールディングス)
⑥ そ の 他	上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、本定時株主総会における付議議案のうち、第1号議案から第7号議案（以下「本定時株主総会付議議案」といいます。）の承認等を条件とします。なお、本定時株主総会による決議は、会社法第206条の2第4項及び第244条の2第5項の定める株主総会決議による承認を兼ねるものであります。 本普通株式第三者割当に係るみちのりホールディングスの払込みは、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、新潟県中小企業再生支援協議会が関与する当社の私的整理手続において、当社が策定し、2022年1月26日に本対象債権者に対して提示した本再生計画案が、2022年3月15日までに本対象債権者全員の同意により成立すること、本定時株主総会付議議案の承認等、一定の補助金等が支給されることが合理的に見込まれていること、本B種種類株式第三者割当の実施が合理的に見込まれていること、並びに、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合が払込み後も当社の株式を継続して保有する見込みがあることがみちのりホールディングスが合理的に満足する方法で確認できること等が全て満たされることを条件としています。

(2) 本A種種類株式

① 払 込 期 日	2022年3月31日
② 発行新株式数	A種種類株式 26,195,000株
③ 発行 価 額	1株につき20円
④ 調達資金の額	523,900,000円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (みちのりホールディングス)
⑥ そ の 他	上記「(1) 本普通株式 ⑥その他」と同様です。 なお、A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないこととされております。また、A種種類株式は、普通株式と同順位で、剰余金の配当及び残余財産の分配を受け、A種種類株主は、当社に対しいつでも、普通株式を対価とする取得請求権の行使により、A種種類株式1株に対し普通株式1株の比率で、A種種類株式を当社普通株式へ転換することができることとされています。もっとも、当社は、みちのりホールディングスから、当面の間、本A種種類株式に係る普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の意向を口頭で確認しております。

(注) 本A種種類株式の内容の詳細については、第1号議案をご参照ください。

(3) 本第9回新株予約権

① 割 当 日	2022年3月31日
② 発行新株予約権数	15,000,000個
③ 発行 価 額	無償
④ 行 使 価 額	1株当たり20円
⑤ 当該発行による 潜在株式数	潜在株式数：15,000,000株（新株予約権1個につき1株）
⑥ 調達資金の額	300,000,000円
⑦ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (みちのりホールディングス)
⑧ そ の 他	上記「(1) 本普通株式 ⑥その他」と同様です。

(注) 本第9回新株予約権の内容の詳細については、佐渡汽船株式会社第9回新株予約権発行要項(別紙)をご参照ください。

第3号議案 定款一部変更の件(2)

1. 提案の理由

本第三者割当のうち、本普通株式第三者割当に係る本普通株式33,805,000株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を176,196,500株に変更するものであります。

なお、本定款変更の効力の発生は、本定時株主総会において、第1号議案から第5号議案が原案どおり承認されることを条件とするものであります。

発行可能株式総数の増加のための定款の一部変更は、二度に分けて実施され、まず、第1号議案に基づき、発行可能株式総数を2021年12月31日現在の当社の発行済株式総数（17,006,947株）の4倍を超えない範囲内である60,000,000株とする旨の定款変更（本定款変更（1））を行い、次に、本第三者割当のうち、本普通株式第三者割当に係る本普通株式33,805,000株が発行されることを条件として、発行可能株式総数を176,196,500株とする旨の定款変更（本定款変更（2））を行います。第2号議案に基づく本A種種類株式第三者割当に係る本A種種類株式26,195,000株の発行及び第4号議案に基づく本B種種類株式第三者割当に係る本B種種類株式1,500株の発行は、本定款変更（1）及び本定款変更（2）の効力発生を条件として行われます。本普通株式第三者割当に係る本普通株式33,805,000株の発行、本第9回新株予約権第三者割当に係る本第9回新株予約権15,000,000個の発行、本定款変更（2）、本A種種類株式第三者割当に係る本A種種類株式26,195,000株の発行及び本B種種類株式第三者割当に係る本B種種類株式1,500株の発行は、全て同日に行われます。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

第1号議案による変更後の定款	追加変更案
第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>6千万株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>6千万株</u> A種種類株式 26,195,000株 B種種類株式 1,500株	第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>176,196,500株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>150,000,000株</u> A種種類株式 26,195,000株 B種種類株式 1,500株

第4号議案 第三者割当によるB種種類株式発行の件

会社法第199条の規定に基づき、下記1.に記載の理由により、下記2.に記載の内容で、本B種種類株式第三者割当を実施することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、本B種種類株式第三者割当は、本定時株主総会において第1号議案から第5号議案が原案どおり承認されること等を条件としております。

1. 特に有利な金額で募集株式を発行する理由

(1) 本B種種類株式第三者割当を実施することを決定した経緯及び理由

当社は、2021年4月末からのスポンサー支援の打診に際しては、スポンサー出資により債務超過額全額を解消することを念頭に、金融支援を前提としないスポンサー支援の実現可能性についても各打診先と交渉を行いました。しかし、当社は2020年12月末時点で大幅な債務超過に陥り、その後の債務超過額が拡大し、かつ、厳しい経営環境下においてフリー・キャッシュ・フローがマイナスとなっている当社グループに対して、金融支援を前提としないスポンサー出資の実現は難しく、一次意向表明に至った2社については、両社とも、取引金融機関が当社に対して有する債権を株式化することによる既存の有利子負債の圧縮及び資本の増強を前提とする提案でした。そこで、当社は、メインバンクである第四北越銀行と協議を重ね、スポンサーによる出資を実現し、佐渡島と本土をつなぐ唯一の公共交通機関として早期の財務体質の改善を目指すためには、スポンサーによる出資による資本の増強と同時に第四北越銀行が当社に対して有する債権を株式化することで、有利子負債の圧縮及び資本の増強を行う必要があると判断いたしました。

当該債権の株式化の具体的な手法に関しては、当社、みちのりホールディングス及び第四北越銀行との協議により、手続的負担及び税務上の観点から、金銭債権を現物出資する方法ではなく、第四北越銀行に本B種種類株式を引き受けていただき、本B種種類株式第三者割当により調達する資金を、当社の第四北越銀行からの借入金の弁済に充当することといたしました。

(2) 発行条件等の合理性

① 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本B種種類株式の発行条件の決定に当たっては、公平性を期すため、当社から独立した第三者算定機関である赤坂国際会計に対して本B種種類株式の株式価値の算定と、本B種種類株式第三者割当における払込金額が、少数株主の皆様にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）（以下「本B種種類株式フェアネス・オピニオン」といいます。）の提出を依頼しました。

当社は、2022年2月4日付で、本B種種類株式の株式価値算定書（以下「本B種種類株式価値算定書」といいます。）を受領しております。

また、当社は、2022年2月4日付で、赤坂国際会計から本B種種類株式第三者割当の払込金額について、当社及び第四北越銀行を除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨の本B種種類株式フェアネス・オピニオンを取得しました。本B種種類株式価値算定書においては、本B種種類株式の評価額は払込金額1,000,000円当たり376,265円～479,376円とされております。

赤坂国際会計は、本B種種類株式の評価に当たっては、配当割引モデルに基づき本B種種類株式を評価するものとしたとのことです。

赤坂国際会計がかかる評価の方法を採用した理由は、①本B種種類株式は、当社普通株式を対価とする取得条項又は取得請求条項といった本B種種類株式の株主に当社普通株式が交付されるという、いわゆる普通株式への転換条項が付帯していないこと、②本B種種類株式の株主は、期中においては額面金額に対して一定比率を乗じた非累積型・非参加型の配当金を受領するものとされていること、③本B種種類株式の株主は金銭を対価とする取得条項に基づき、本B種種類株式の発行から一定期間経過後に、本B種種類株式を発行価額相当の金額で取得される可能性があることから、このような本B種種類株式の有する、金銭を対価とする取得条項や、非累積型・非参加型種類配当といった権利内容は、配当や残余財産分配の弁済順位を除いて、その経済実態は永久劣後債等の債券に類似するものであると考えたためとのことです。

当社は、赤坂国際会計による本B種種類株式価値算定書における上記算定結果や当社の置かれた事業環境や財務状況を考慮した上で、割当予定先である第四北越銀行との協議を経て、本B種種類株式の払込金額を1株当たり1,000,000円とし、その他の発行条件を決定しております。

しかしながら、本B種種類株式には客観的な市場価格がなく、また、種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、本B種種類株式の払込金額が第四北越銀行に特に有利な金額であると判断される可能性は否定できないため、株主の皆様の意思を確認することが適切であると考え、念のため、本定時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本B種種類株式を発行することといたしました。

②発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第2号議案「1. 特に有利な金額で募集株式又は募集新株予約権を発行する理由（3）発行条件等の合理性 ②発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおりです。なお、本B種種類株式は、普通株式を対価とする取得請求権又は取得条項が付与されておらず、また当社株主総会における議決権も付与されないため、本B種種類株式の発行によって普通株式の希薄化は生じません。

2. 募集する株式の内容

① 払 込 期 日	2022年3月31日
② 発 行 新 株 式 数	B種種類株式 1,500株
③ 発 行 価 額	1株につき1,000,000円
④ 調 達 資 金 の 額	1,500,000,000円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 (第四北越銀行)
⑥ そ の 他	B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しないこととされております。B種種類株式は、剰余金の配当及び残余財産の分配において普通株式及びA種種類株式に劣後し、普通株式を対価とする取得請求権は付されておられません。また、B種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。 上記各号については、本定時株主総会における本定時株主総会付議議案の承認等を条件とします。 本B種種類株式第三者割当に係る第四北越銀行の払込みは、本再生計画案が、2022年3月15日までに本対象債権者全員の同意により成立すること、並びに本定時株主総会における本定時株主総会付議議案の承認等、みちのりホールディングス第三者割当の実施が合理的に見込まれていること等が全て満たされることを条件としております。

(注) 本B種種類株式の内容の詳細については、第1号議案をご参照ください。

第5号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

当社は、（i）上記「第1号議案から第7号議案の上程に係る経緯」に記載のとおり、資金繰りの懸念により大規模な資金調達の早期の実現が不可欠となっている状況において、急激な希薄化が直ちに生ずることに対し、配慮しつつも、当社が、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持した上で、当面の事業継続に最低限必要と見込まれるキャッシュ・フローを確保し、大幅な債務超過額を可及的に圧縮し財務基盤の回復を図るため、本普通株式第三者割当、本A種種類株式第三者割当、本第9回新株予約権第三者割当を実施し、併せて、（ii）当社とみちのりホールディングス、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合が一体となって、地域交通事業者として航路の存続が可能となるように構造改革を推し進めるとともに、少数株主の皆様をさらなるリスクにさらす事態を避けるために、本株式併合を実施し、（iii）長きに亘り当社をご支援いただいております少数株主の皆様が本みちのりグループ化取引後も当社の株式を継続して保有していただく機会を確保するため、本第10回新株予約権無償割当を実施することが最も適切であると判断いたしました。

そこで、当社は、上記のとおり、2022年2月7日開催の当社の取締役会において本第三者割当を決議し、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本株式併合を実施することといたしました。

2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項（本株式併合の内容）

（1）併合の割合

当社普通株式について、270,000株を1株に併合いたします。

（2）株式の併合がその効力を生ずる日（効力発生日）

2022年5月10日（予定）

（3）効力発生日における発行可能株式総数

26,197,000株

3. 会社法第180条第2項第1号及び第3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項（併合の割合についての定めとの相当性に関する事項）

本株式併合における併合の割合は、当社普通株式について、270,000株を1株に併合するものです。本株式併合は、当社の株主をみちのりホールディングス、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合のみとする

ことを企図して行われるものであること、本第三者割当に係る株式及び新株予約権が全て発行されることを条件に実施されるものであること、並びに以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

(1) 親会社等がある場合における当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

みちのりホールディングスは、本第三者割当の実施前は当社の親会社等に該当しません。当社は、みちのりホールディングスが本みちのりグループ化取引を通じて、当社の株主を、みちのりホールディングス、新潟県、佐渡市、第四北越銀行及び佐渡農業協同組合のみとすることを企図していることを考慮して、当社の株主の皆様の利益を確保するため、本みちのりグループ化取引の公正性の担保、本みちのりグループ化取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、下記に記載の措置を実施しました。

①当社における独立した第三者算定機関からの算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

本普通株式の払込金額及び本株式併合交付見込金額を決定するに際して、当社は、第三者算定機関である赤坂国際会計から、本普通株式価値算定書及び本普通株式フェアネス・オピニオンを取得しました。算定の概要については、上記「第2号議案 1. 特に有利な金額で募集株式又は募集新株予約権を発行する理由 (3) 発行条件等の合理性 ①払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。

②当社の経営者から一定程度独立した者からの意見の取得

当社は、本特別委員会を組成し、本第三者割当に関する意見を諮問し、2022年2月5日付で、本第三者割当に係る資金調達には必要性が認められること、本第三者割当に係る手段は相当であると考えられること、本第三者割当に係る発行条件は相当であると考えられること、また、本みちのりグループ化取引及びこれに引き続いて行われる当会社株式の上場廃止に関して、当社が本みちのりグループ化取引に係る取引に関する決定をすることは、当社の少数株主の皆様にとって不利益なものではないと考えられる旨の答申書を取得しております。

③当社における特別の利害関係のない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

本株式併合に係る取締役会においては、特別の利害関係のない取締役5名が出席し、その全会一致により、上記決議を行っております。なお、取締役伊貝秀一氏は、本みちのりグループ化取引の後に少数株主として残る佐渡市の副市長を兼務しており、特別利害関係取締役に該当するおそれがあるため、上記決議及びその審議には参加していません。

また、当該取締役会には、監査役3名（うち2名は社外監査役）全員が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

(2) 会社法第235条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合における当該端数処理の方法に関する事項

①会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、少数株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法については、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、同法第235条第2項その他の関係法令に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆さんに交付いたします。当該売却については、本みちのりグループ化取引により当社をみちのりホールディングスのグループの一員とすることを目的とするものであり、かかる目的との整合性からはみちのりホールディングスが端数相当株式の買受人となるのが適切であると考えられること、当社株式が2022年5月6日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となる予定であり、競売によって買受人が現れる可能性がほとんど期待できないことに鑑み、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式をみちのりホールディングスに売却することを予定しております。

②売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
株式会社みちのりホールディングス

③売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法及当該方法の相当性

みちのりホールディングスによれば、本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の合计数に相当する当社株式の売却代金の全てを、みちのりホールディングスが保有する普通預金を原資として支払うことを予定しており、当該売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生していないとのことです。当社は、みちのりホールディングス第三者割当に際してみちのりホールディングスから、みちのりホールディングスを名義とする2022年1月31日付の預金残高証明書を入手し、当該残高の内容を確認しております。

したがって、みちのりホールディングスによる端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

④売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2022年5月中旬を目処に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合计数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申し立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2022年5月下旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行った上で、2022年7月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様へに交付することを見込んでおります。

⑤上記の見込みに関する取締役会の判断及びその理由

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続きに要する期間を考慮し、上記のとおり、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合计数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われる見込みがあるものと判断しております。

(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合交付見込金額は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、本第三者割当における本普通株式の払込金額（20円）に50%のプレミアムを付した30円を乗じた金額にすることを予定しております。

この金額は、本第三者割当及び本株式併合に係る取締役会決議日の直前営業日である2022年2月4日における終値202円に対しては90.10%のディスカウントとなります。しかしながら、上記「第1号議案から第7号議案の上程に係る経緯」に記載のとおり、2022年3月末日に返済猶予の期間が満了する6,833,120千円を含む当社の借入金合計8,770,800千円について、同年4月以降、約定通りに弁済することが困難になるだけでなく、2022年4月以降の資金繰りを維持することも困難となっている足元の状況において、安全で安定した運航を実現するために必要な設備やサービスを維持した上で、早急に当社グループのキャッシュ・フローや財務基盤を立て直せる実効性のある追加施策の余地に乏しく、大規模な資金調達を早期に実現できない場合には、当社グループの足元の資金繰りは困窮し、株式価値が著しく毀損し、既存株主の皆様をさらなるリスクにさらすおそれがあります。上記の金額は、そのような状況の下で、取引金融機関の意見や、大株主である地方自治体との間で継続的に実施した協議も踏まえつつ、大幅な債務超過に陥っている財務状況を考慮の上で、本普通株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から21円）を参照しながら、少数株主の皆様にお支払いする金額を可及的に最大化すべく実施したみちのりホールディングスとの協議及び交渉の結果、決定された金額であり、当該金額は、本普通株式価値算定書の評価額の上限21円を9円上回り、かつ、本普通株式の払込金額に50%のプレミアムを付した金額となっていること、並びに、本みちのりグループ化取引後の再出資により、株主が本株式併合前の保有株数で当社の株式を保有していただく機会が確保されていることを総合的に判断し、公正かつ妥当な金額であると判断しました。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 継続企業の前提に関する事項

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高が著しく減少し、2020年12月期において重要な営業損失2,676,543千円、経常損失2,755,220千円、親会社株主に帰属する当期純損失2,547,349千円を計上し、876,922千円の債務超過となっております。2021年12月期におい

ても、当該感染症の影響により、営業損失1,641,370千円、経常損失1,745,192千円、親会社株主に帰属する当期純損失1,671,983千円を計上していることから債務超過の解消には至らず、当連結会計年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼしております。

今後、新型コロナウイルスのワクチン接種の進捗等により、新型コロナウイルス感染症は徐々に収束に向かっていくものと思われませんが、需要の回復には一定期間を要すると見込まれることから、営業債務の支払及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じております。また、2021年12月期における重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する純損失の計上により、2021年12月期において2,203,352千円の債務超過となっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

(2) 新潟県中小企業再生支援協議会による再生計画策定支援に関する事項

当社グループは2020年12月末時点で債務超過に陥っており、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により、キャッシュ・フローの改善が不透明な状況となる中で経営改善計画を策定し、2021年からの一定の旅客需要の回復、特に夏季の旅客需要の回復を見込んでおりました。しかしながら新型コロナウイルス感染症の再拡大により、当該計画を大幅に下方修正する必要が生じ、取引金融機関に対する借入金の約定弁済を継続した場合、2022年1月以降に資金不足が生じる状況にあり、スポンサー出資を得るための各種手続（スポンサー探索、スポンサーによるデュー・ディリジェンス、既存株主・取引金融機関・地方自治体等のステークホルダーとの折衝、契約条件の交渉等を含みます。）が完了した後の出資の実行が最も早くとも2022年3月末以降と予想され、2022年1月以降の事業継続が困難となる可能性が出てきました。そこで当社は、速やかにスポンサー探索を開始して支援の提供可能な候補先の探索を開始すると同時に、2021年7月下旬より新潟県中小企業再生支援協議会による再生計画策定支援（第二次対応）の開始を受け、スポンサーによる出資を前提とする事業再生計画案の策定を開始し、同年8月には、本対象債権者に対し、2021年8月20日から2022年3月31日までの間、本対象債権者による借入金及び保証債務の元金の返済の猶予をいただきました。

その後、当社は本対象債権者との間で協議を重ね、本第三者割当の実施を内容とする本再生計画案を策定し、2022年1月26日の債権者会議において、本再生計画案の提示を行いました。当社の2021年11月30日時点の借入金残高は合計8,770,800千円であるところ、本再生計画案において、当社

は、（i）本B種種類株式第三者割当により調達した資金による第四北越銀行に対する既存借入金債務1,500,000千円の弁済、（ii）本対象債権者に対する既存借入金5,830,800千円についての借換え又は条件変更による1年9か月間の元本返済の猶予及びその後15年間での分割返済とする金融支援（うち4,216,114千円についてはシンジケートローンの方法による借換え）、並びに（iii）本対象債権者に対する既存借入金1,440,000千円（劣後ローン）についての返済条件の維持を要請しております。今後、本再生計画案について、本対象債権者に説明を尽くしてご理解をいただき、本対象債権者から本再生計画案に同意いただくことで、本再生計画案の成立を目指して参ります。

なお、本再生計画案は、本対象債権者全ての同意により成立するものであり、本第三者割当は、本再生計画案の成立を条件としています。

（3）本第三者割当に関する事項

当社は、2022年2月7日開催の取締役会において、みちのりホールディングスを割当先とする第三者割当による払込金額の総額6億7610万円の本普通株式の発行、払込金額の総額5億2390万円の本A種種類株式の発行、及び、行使価額の総額3億円の本第9回新株予約権の発行、第四北越銀行を割当先とする第三者割当による払込金額の総額15億円の本B種種類株式の発行を実施することを決議しました。

上記の取締役会決議は、本第三者割当、その後の本みちのりグループ化取引を企図していること及び当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

（4）自己株式の消却に関する事項

当社は、2022年2月7日開催の取締役会において2022年5月9日付で当社の自己株式10,701株（2022年2月7日時点で所有する自己株式の全部）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会において、第5号議案及び第6号議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は50,801,246株となります。

（5）第四北越銀行からの短期借入に関する事項

当社は、2022年1月21日開催の取締役会において第四北越銀行より46,080千円の短期資金を借入れることを決議いたしました。当社は、資金繰り安定化のため取引金融機関から借入金元本の一定期間の返済猶予を受けているところ、社債については契約上償還猶予ができないため、一旦定

時償還を行った上で同額の借入を行うことにより、社債を含む借入金全体の残高を維持するものであります。当該借入の概要は以下のとおりです。

- ①借入先 株式会社第四北越銀行
- ②借入額 46,080千円
- ③借入日 2022年1月28日
- ④返済日 2022年4月1日
- ⑤金利 基準金利＋スプレッド
- ⑥担保・保証 無し

(6) 上越市による「小木直江津航路維持確保支援金」に関する事項

当社は、2022年2月21日、上越市より「小木直江津航路維持確保支援金」の額の確定について通知を受けました。

支援金の概要は、以下のとおりです。

①支援金の目的・内容

佐渡市の小木港及び上越市の直江津港を結ぶ定期旅客航路を維持確保するため、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により運賃収入の減少が認められる佐渡汽船株式会社の定期運航に対し、支援を行う。

②支援金の名称

小木直江津航路維持確保支援金

③支援金の交付額

213,246千円

当該事象の発生により、2022年12月期決算において、個別・連結ともに213,246千円を特別利益に計上する予定です。

第6号議案 定款一部変更の件(3)

1. 提案の理由

本定時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、発行可能株式総数は26,197,000株に、当社普通株式の発行可能種類株式総数を500株に減少することといたします。そのため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社普通株式の発行可能種類株式総数は500株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、当該定款変更は、本定時株主総会において本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合効力発生日と同日に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

第3号議案による変更後の定款	追加変更案
第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>176,196,500株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>150,000,000株</u> A種種類株式 26,195,000株 B種種類株式 1,500株 第8条（単元株式数） 当会社の<u>普通株式</u>、A種種類株式およびB種種類株式の単元株式数は、100株とする。	第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>26,197,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>500株</u> A種種類株式 26,195,000株 B種種類株式 1,500株 第8条（単元株式数） 当会社のA種種類株式およびB種種類株式の単元株式数は、100株とする。

第7号議案 定款一部変更の件（4）

1. 提案の理由

本株式分割の効力が発生した場合に、同時に、当社の発行可能株式総数を176,196,500株に、当社普通株式の発行可能種類株式総数を150,000,000株に増加することといたします。そのため、本株式分割の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、これに伴い、当社普通株式に係る単元株式数を本株式併合前と同様に戻すため当社普通株式に係る単元株式数を定めることといたします。そこで、当社普通株式の単元株式数の定めを新設するため定款第8条（単元株式数）を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。なお、当該定款変更は、本株式分割効力発生日と同日に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

第6号議案による変更後の定款	追加変更案
第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>26,197,000株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>500株</u> A種種類株式 26,195,000株 B種種類株式 1,500株 第8条（単元株式数） 当会社のA種種類株式およびB種種類株式の単元株式数は、100株とする。	第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、<u>176,196,500株</u>とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 普通株式 <u>150,000,000株</u> A種種類株式 26,195,000株 B種種類株式 1,500株 第8条（単元株式数） 当会社の<u>普通株式</u>、A種種類株式およびB種種類株式の単元株式数は、100株とする。

第8号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（6名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任（6名再任、4名新任）をお願いするものであります。また、第2号議案にかかるみちのりホールディングス第三者割当の実行並びに尾崎弘明氏、渡邊幸計氏、真保高弘氏、三富丈堂氏、伊貝秀一氏及び遠藤達雄氏の辞任（再任が承認された場合）後に松本順氏、尾渡英生氏、八木秀徳氏及び金井暁氏が取締役に就任することとします。なお、取締役候補者のうち、尾崎弘明氏は、事業再建に向け、その経営責任を明確化するため、本第三者割当の実行後、直ちに辞任する予定です。また、渡邊幸計氏、真保高弘氏、三富丈堂氏、伊貝秀一氏及び遠藤達雄氏も、本第三者割当の実行後、直ちに取締役に辞任する予定です。

なお、松本順氏、尾渡英生氏、八木秀徳氏及び金井暁氏の選任の効力は、第2号議案に係る本普通株式第三者割当及び本A種種類株式第三者割当に対する払込みの完了並びに尾崎弘明氏、渡邊幸計氏、真保高弘氏、三富丈堂氏、伊貝秀一氏及び遠藤達雄氏の辞任（再任が承認された場合）を条件として生ずるものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の 株式の数
1	※ まつ もと じゅん 松 本 順 (1961年11月11日)	2003年5月 産業再生機構執行役員 2007年4月 株式会社経営共創基盤取締役マネージングディレクター（2020年12月より同共同経営者（パートナー）マネージングディレクター）（現任） 2009年3月 株式会社みちのりホールディングス代表取締役社長（2018年1月より同代表取締役グループCEO）（現任） 2010年4月 岩手県北自動車株式会社代表取締役社長（現任） 2010年4月 株式会社浄土ヶ浜パークホテル代表取締役社長（現任） 2010年4月 茨城交通株式会社取締役会長（現任） 2012年4月 関東自動車株式会社取締役会長（現任） 2013年8月 会津乗合自動車株式会社取締役会長（現任） 2013年12月 福島交通株式会社取締役会長（現任） 2016年4月 株式会社みちのりトラベルジャパン取締役会長（現任） 2016年6月 湘南モノレール株式会社取締役会長（現任） 2018年5月 株式会社南紀白浜エアポート取締役（現任） 2020年5月 株式会社日本共創プラットフォーム取締役専務（現任） ----- （重要な兼職の状況） 公益社団法人福島県バス協会会長 公益社団法人経済同友会幹事 四国旅客鉄道株式会社 経営改善委員会委員	-株
2	※ お わたり ひで お 尾 渡 英 生 (1961年2月2日)	1983年4月 日商岩井株式会社入社 2008年6月 ベトナムスズキ社取締役副社長 2011年4月 双日ロジスティクス株式会社国際事業本部長 2013年4月 IS JAYA LOGISTIK社取締役副社長 2015年10月 湘南モノレール株式会社代表取締役社長（現任） ----- （重要な兼職の状況） 株式会社みちのりホールディングスグループディレクター	-株

3	※ や ぎ ひで のり 八 木 秀 徳 (1981年10月9日)	2006年4月 株式会社日本政策投資銀行入行 2018年9月 株式会社経営共創基盤入社 2020年10月 株式会社経営共創基盤ディレクター(現任) 2020年10月 株式会社日本共創プラットフォームディレクター(現任)	一株
4	※ かな い さとる 金 井 暁 (1976年5月17日)	2003年10月 弁護士登録 2003年10月 あさひ・狛法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所 2012年5月 新樹法律事務所開設 2013年5月 大知法律事務所開設 代表弁護士(現任) 2016年4月 ニッセイプライベートリート投資法人監督役員	一株
5	お ざき ひろ あき 尾 崎 弘 明 (1963年12月26日)	1987年4月 当社入社 2012年4月 当社経営企画部長 2014年3月 当社取締役総務部長兼経営企画部長 2016年3月 当社常務取締役総務部長 2017年3月 当社代表取締役専務 2018年3月 当社代表取締役副社長 2019年3月 当社代表取締役社長(現任)	6,000株
6	わた なべ ゆき え 渡 邊 幸 計 (1969年8月20日)	1993年4月 当社入社 2017年2月 当社経営企画部次長(部長) 2017年3月 当社取締役経営企画部長 2021年3月 当社常務取締役経営企画部長(現任) (重要な兼職の状況) 万代島ビルテクノ株式会社 代表取締役社長	1,000株
7	しん ぼ たか ひろ 真 保 高 弘 (1965年10月6日)	1988年12月 当社入社 2008年4月 当社船長 2009年4月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社船長 2017年4月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社海務部長 (運航管理者) 2019年3月 当社取締役海務部長及び安全統括管理者 2021年3月 当社常務取締役海務部長及び安全統括管理者(現任) (重要な兼職の状況) 佐渡汽船シップマネジメント株式会社代表取締役社長	5,100株
8	み とみ たけ あき 三 富 丈 堂 (1963年9月11日)	1987年4月 当社入社 2007年5月 海務部船員労務グループマネージャー 2009年3月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社取締役海務部長(出向) 2012年3月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社常務取締役海務部長(出向) 2013年3月 佐渡汽船シップマネジメント株式会社代表取締役社長 2021年3月 当社取締役総務部長(現任)	1,400株
9	い かい しゅう いち 伊 貝 秀 一 (1955年6月17日)	1979年11月 旧両津市採用 2003年4月 両津市企画財政課課長補佐 2010年4月 佐渡市財務課長 2015年3月 佐渡市退職 2020年5月 佐渡市副市長(現任) 2021年3月 当社取締役(現任)	一株
10	えん どう たつ お 遠 藤 達 雄 (1955年11月30日)	1982年4月 弁護士登録 1986年5月 遠藤法律事務所(現任) 2007年3月 当社社外取締役 2010年3月 当社社外取締役退任 2015年3月 当社社外取締役 2017年3月 当社社外取締役退任 2021年3月 当社社外取締役(現任)	一株

- (注)
1. ※印は新任の取締役候補者であります。
 2. 取締役候補者渡邊幸計氏は、万代島ビルテクノ株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
取締役候補者真保高弘氏は、佐渡汽船シップマネジメント株式会社の代表取締役社長を兼務しており、当社と同社の間で業務委託契約を締結しております。
 3. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 4. 社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割について
金井暁氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する豊富な経験と専門知識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
遠藤達雄氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 5. 遠藤達雄氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって1年となります。
 6. 当社は、伊貝秀一氏及び遠藤達雄氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額としております。伊貝秀一氏及び遠藤達雄氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、金井暁氏の選任が承認された場合は、金井暁氏とも同様の契約を締結する予定であります。
 7. 当社は、当社の全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社役員賠償責任保険に加入しております。同保険は被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害をてん補するものです。各取締役候補者が取締役に就任した場合は、その全員が被保険者に含まれるとともに、その任期途中で被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害をてん補する内容の会社役員賠償責任保険契約を締結する予定です。

第9号議案 監査役2名選任の件

監査役2名の選任(2名新任)をお願いするものであります。

なお、若槻良宏氏及び神野雅央氏の選任の効力は、第2号議案に係る本普通株式第三者割当及び本A種種類株式第三者割当に対する払込みの完了並びに現任の監査役のうち金子英明氏及び平島健氏の辞任を条件として生ずるものであります。

また、現任の監査役のうち金子英明氏及び平島健氏については、本第三者割当の実行後、直ちに監査役を辞任する予定です。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式の数
1	※ わか つき よし ひろ 若 槻 良 宏 (1974年2月19日)	2000年4月 弁護士登録 2000年4月 砂田徹也法律事務所(現弁護士法人砂田徹也法律事務所)入所 2003年4月 新潟青山法律事務所設立 代表弁護士 2008年10月 新潟大学大学院実務法学研究科准教授 2014年3月 弁護士法人新潟青山(現弁護士法人青山法律事務所)設立 代表弁護士(現任) 2017年4月 新潟大学法学部准教授 2021年4月 新潟県弁護士会会長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社セイヨー社外監査役 株式会社スノーピーク社外取締役	-株
2	※ じん の まさ お 神 野 雅 央 (1971年2月24日)	1994年10月 青山監査法人入所 1998年5月 公認会計士登録 2001年2月 プライスウォーターハウスクーパース税務事務所入所 2004年2月 フェニックス・キャピタル株式会社入社 2009年7月 税理士登録 2009年7月 税理士法人二重橋総合会計事務所 代表社員(現任)	-株

- (注) 1. ※印は新任の監査役候補者であります。
2. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 若槻良宏氏及び神野雅央氏の選任が承認された場合は、当社は両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について同法第425条第1項に定める額を責任の限度額とする契約を締結する予定であります。
4. 若槻良宏氏及び神野雅央氏は社外監査役候補者であります。
5. 社外監査役候補者の選任理由及び社外監査役としての職務を遂行することができると判断した理由について
 若槻良宏氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
 神野雅央氏を社外監査役候補者とした理由は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士として企業財務に精通し、豊富な経験と専門知識を有していることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
6. 当社は、若槻良宏氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同証券取引所へ届け出る予定であります。

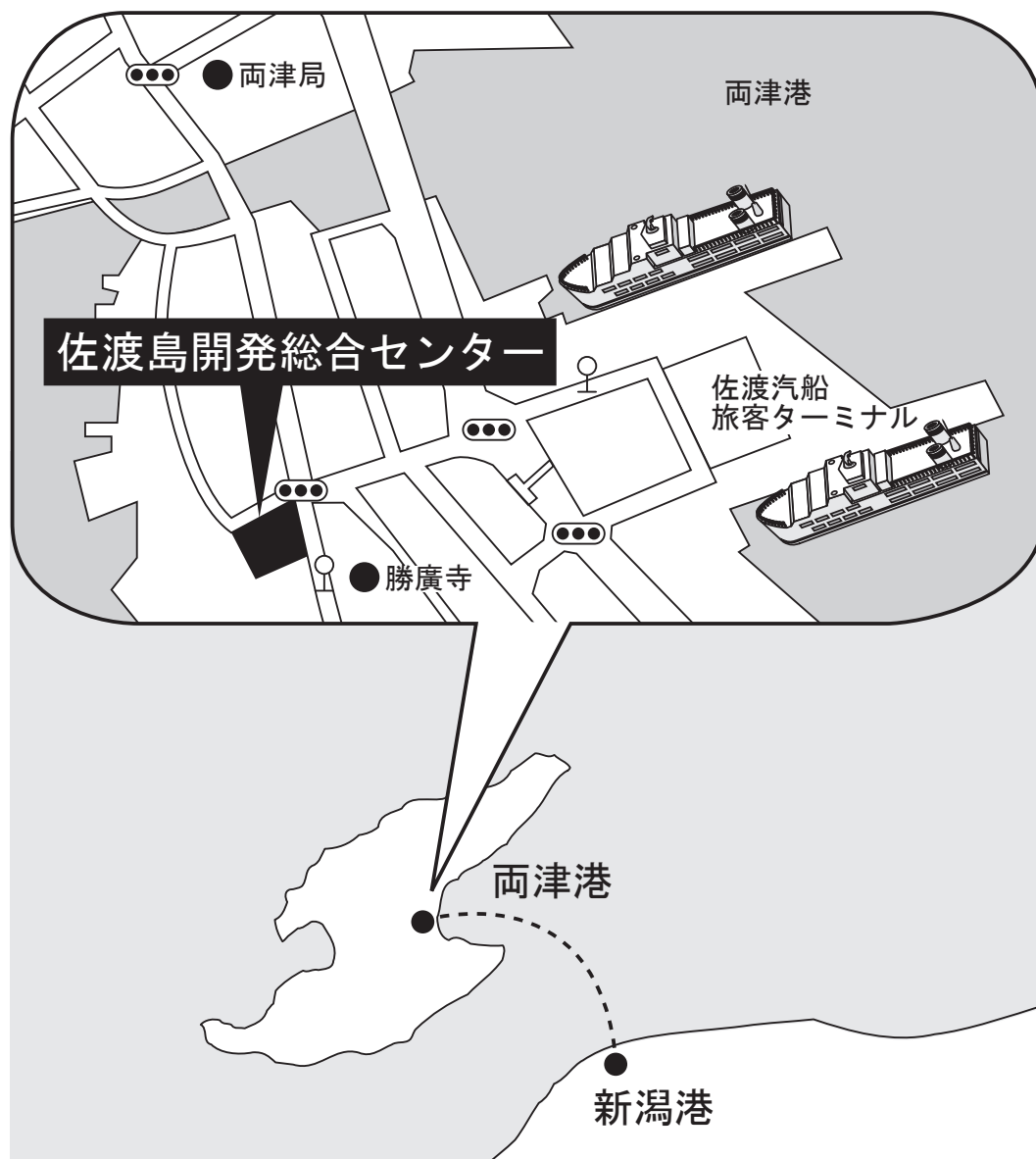
7. 当社は、当社の全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社役員賠償責任保険に加入しております。同保険は被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害をてん補するものです。各監査役候補者が監査役に就任した場合は、その全員が被保険者に含まれるとともに、その任期途中で被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害をてん補する内容の会社役員賠償責任保険契約を締結する予定です。

以 上

株主総会 会場のご案内

■会場／新潟県佐渡市両津湊 198 番地
佐渡島開発総合センター 3階 大集会室
TEL 0259-27-3311

●昨年と会場が変更になっております。お間違えのないようご注意ください。



交通 佐渡汽船両津港から会場まで、徒歩で3分です。
お車でご来場の際は佐渡市役所両津支所駐車場(無料)をご利用ください。

第160期事業報告

(2021年1月1日から2021年12月31日まで)

佐渡汽船株式会社

新潟県佐渡市両津湊353番地

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が断続的に発令され、依然として厳しい状況となりました。ワクチン接種の促進により、経済活動に持ち直しの動きも見られるようになりましたが、国内外で新たな変異株の感染拡大が見られ、景気の先行きは不透明な状況にあります。

旅客船業界におきましても新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けるとともに、地方における人口の減少等により、旅客輸送人員は減少傾向が続いております。また、燃料油価格の高騰、老朽船舶の代替えや海事産業に従事する人材の確保の課題など、引き続き懸念材料が山積しております。

このような状況のもと当社は、①安全への取り組み、自然災害への備え、②経営改善計画、経営計画書の完全実行、③安全で安心な船旅、佐渡の旅のスタイル提供による収益の確保、の3項目を重点課題とし、当事業年度の輸送量目標を旅客輸送人員で105万3,000人、自動車航送換算台数は17万6,000台、貨物輸送トン数を14万トンと見込みました。

なお、当社はお客様に安心してご利用いただけるよう、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として、引き続き以下に掲げる各種取り組みに努めました。①カーフェリー船内及び各港ターミナル内に消毒用アルコール液の設置、②船員及び各港ターミナル接客スタッフのマスク着用や始業前の検温等による健康管理の強化、③船内及び各港ターミナル内の空調管理、④船内及び各港ターミナル内のアルコール液による消毒、⑤船内における毛布の抗ウイルス加工の実施、⑥乗船前のサーモグラフィによる検温及び健康チェックの実施、⑦乗船名簿記入のお願い、⑧飛沫感染を防止するためのビニールシートの設置、⑨船内でのソーシャルディスタンスの確保のため、ジェットフォイル及びカーフェリーの指定席の発売数を通常の8割程度を上限として制限、⑩カーフェリー及びジェットフォイル船内に「抗ウイルス」「抗菌」「消臭」効果のある光触媒コーティング加工の実施、⑪ジェットフォイル船内に「ウイルス」「雑菌」「臭いの元」を分解して空気を浄化する低濃度オゾン発生装置の設置、⑫船内及び各港ターミナルにおける感染症予防アナウンスの実施。

第1四半期（1月から3月まで）は、1月に記録的な大雪になったことや荒天による欠航が前年同期よりも多かったことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、大都市圏を中心とした感染症拡大地域に緊急事態宣言が発出されたため、感染症拡大地域との往来や旅行・帰省の自粛等により、旅客、航送、貨物の主要三部門とも輸送量は前年同期を下回りました。

続く第2四半期（4月から6月まで）は、例年5月から7月の間に実施される新潟県内の小学校の修学旅行が予定通り実施（前期は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け8月以降に延期され実施）されたこと等に伴い、旅客、航送の輸送量は前年同期を大きく上回りました。しかしながら、年初から断続的に緊急事態宣言が発出されていることを踏まえ、当事業年度は輸送量に見合ったダイヤ編成にて運航を行いました。また、当社では2021年6月25日開催の取締役会において、高速カーフェリー「あかね」を譲渡することを決議し、同日付で譲渡契約を締結、2021年7月14日に引渡しを行いました。

最盛期となる第3四半期（7月から9月まで）は、第2四半期と同様に、例年5月から7月の間に実施される新潟県内の小学校の修学旅行が予定通り実施（前期は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて8月以降に延期され実施）されたことや、新潟県による旅行・宿泊需要を喚起するキャンペーンの効果等で、7月の旅客、航送の輸送量は前年同期を大きく上回りました。続く8月は新型コロナウイルス感染症拡大の第5波の影響を受け、旅行や帰省を控える動きも見られましたが、旅客、航送の輸送量は前年同期を上回りました。前期は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて新潟県内の小学校の修学旅行の多くが9月から10月に実施されたことや、国の「Go To トラベル」が実施された事などが影響し、9月の旅客、航送の輸送量は前年同期を大きく下回りました。その結果、第3四半期全体では旅客、航送の輸送量は前年同期を若干下回りました。

第4四半期（10月から12月まで）は、感染拡大の防止策やワクチン接種が進み、当初の新型コロナウイルス感染症による厳しい状況に緩和の兆しが見られ、個人消費にも持ち直しの動きが見られました。しかしながら、その後の新たな変異株の感染が急拡大する状況の中、旅客、航送、貨物の主要三部門とも輸送量は前年同期を下回りました。

当事業年度の旅客輸送人員は76万3,971人（前事業年度比0.5%増、3,629人の増加）、自動車航送換算台数は17万6,144台（前事業年度比1.9%増、3,232台の増加）、貨物輸送トン数は13万407トン（前事業年度比7.0%減、9,752トンの減少）となりました。

なお、航路別の旅客輸送人員及び自動車航送換算台数は以下のとおりです。

新潟航路は、カーフェリー輸送人員が50万8,690人（前事業年度比10.3%増、4万7,467人の増加）、ジェットfoil輸送人員が23万6,921人（前事業年度比7.4%減、1万8,826人の減少）、合計74万5,611人（前事業年度比4.0%増、2万8,641人の増加）、自動車航送換算台数は17万6,144台（前事業年度比9.7%増、1万5,595台の増加）となりました。

就航船舶が高速カーフェリーからジェットfoilに変更となり、運航期間も前期に比べて短縮された直江津航路は、輸送人員が1万8,360人（前事業年度比57.7%減、2万5,012人の減少）となりました。

以上の結果、当事業年度の営業収益は、57億5,116万4千円（前事業年度比9.2%増、4億8,509万1千円の増加）、営業損失は16億2,334万6千円（前事業年度は24億9,788万7千円の損失）、経常損失は17億7,771万9千円（前事業年度は26億7,874万6千円の損失）、当期純損失は17億840万3千円（前事業年度は24億1,713万7千円の損失）となりました。

② 部門別輸送状況（以下、△は前事業年度に比べ減少したことを表します。）

部 門	第 158 期 (2019年度)		第 159 期 (2020年度)		第 160 期 (2021年度・当事業年度)	
	輸 送 量	前事業年度比	輸 送 量	前事業年度比	輸 送 量	前事業年度比
旅 客 部 門 (旅客輸送人員)	人 1,466,681	% △0.9	人 760,342	% △48.2	人 763,971	% 0.5
自動車航送部門 (航送換算台数)	台 222,254	% △1.0	台 172,912	% △22.2	台 176,144	% 1.9
貨 物 部 門 (貨物輸送トン数)	トン 149,582	% △6.0	トン 140,159	% △6.3	トン 130,407	% △7.0

(注) 自動車航送部門の航送換算台数は乗用車換算です。

③ 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は1億7,522万1千円で、その主なものは次のとおりであります。

ア. 当事業年度中に実施した主要な設備投資

ジェットfoil安全対策用客室椅子 3,155万6千円

ジェットfoil給油地下タンク増設工事 3,268万7千円

イ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

(船舶) 売却 高速カーフェリー「あかね」(帳簿価額) 24億948万円

④ 資金調達の状況

当事業年度中に新型コロナウイルス感染症対策資金として、各金融機関より長期借入金として合計で約11億円の調達を行いました。

2020年12月25日開催の当社取締役会決議により、第三者割当による新株式を発行し、当事業年度の2021年2月10日に357,981千円の資金調達を行いました。

⑤ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑧ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第157期 (2018年度)	第158期 (2019年度)	第159期 (2020年度)	第160期 (2021年度・当事業年度)
営 業 収 益 (千円)	8,558,096	8,112,708	5,266,073	5,751,164
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	49,293	△477,471	△2,678,746	△1,777,719
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	57,458	△809,190	△2,417,137	△1,708,403
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	4.03	△56.69	△168.27	△102.04
総 資 産 (千円)	12,271,659	11,672,393	11,978,196	7,196,857
純 資 産 (千円)	1,643,615	838,039	△1,350,656	△2,705,159
1株当たり純資産 (円)	113.44	56.97	△89.60	△159.88

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	千円	%	
佐 渡 汽 船 運 輸 (株)	79,000	100.0	一般貨物自動車運送業
(株) 佐 渡 歴 史 伝 説 館	50,000	100.0	観光施設業及び売店・飲食業
佐 渡 汽 船 商 事 (株)	49,000	100.0	売店・飲食業
佐 渡 汽 船 観 光 (株)	47,300	100.0	旅行業
万 代 島 ビ ル テ ク ノ (株)	12,800	100.0	建物サービス業
佐渡汽船シップマネジメント(株)	9,000	100.0	船舶管理業
佐渡汽船シップメンテナンス(株)	9,000	100.0	船舶修繕業
両 津 南 埠 頭 ビ ル (株)	100,000	75.0	不動産賃貸業
小 木 観 光 (株)	40,000	75.0	売店・飲食業
(株)佐渡西三川ゴールドパーク	50,000	71.4	観光施設業
(株)SADOニツ亀ビューホテル	82,500	55.8	旅館業

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は、上記の11社であります。

当連結会計年度の売上高は80億7,899万4千円（前連結会計年度比5.0%増）、営業損失は16億4,137万円（前連結会計年度は26億7,654万3千円の

損失)、経常損失は17億4,519万2千円(前連結会計年度は27億5,522万円の損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は16億7,198万3千円(前連結会計年度は25億4,734万9千円の損失)であります。

(4) 対処すべき課題

当事業年度において当社は、前事業年度に引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上高が著しく減少し、営業債務の支払及び借入金の返済等の資金繰りに懸念が生じるとともに、債務超過の額が悪化し継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

このような状況を解消するため、当社は経営改善計画を策定し、収支の改善と債務超過解消を図る上で、2022年の対処すべき重点課題として、①安全への取り組み、自然災害への備え、②収益基盤の改善と業務効率化による費用削減、③アフターコロナにおける営業収益の確保、の3項目を掲げ、その達成に向けて全社一丸となって取り組んでまいります。

① 安全への取り組み、自然災害への備え

ア. 当社は、安全で安定し、お客様に安心してご利用いただける運航を提供することが重要な使命であり、企業経営の根幹と位置付け、最も基本的なサービスと考えております。そのため、経営トップが主体的に策定した2022年の「安全方針」及び「安全重点施策」を全社一丸となって確実に実行してまいります。さらに、安全管理規程に基づいて構築した安全管理体制を確実に機能させるとともに、経営トップ自らが常に事業の安全に関心を持ち、報告された課題の把握分析を行い、その分析結果に対応した改善策を的確かつ迅速に実行してまいります。

また、近年激甚化する地震・異常気象等の自然災害への備えも実行してまいります。

イ. 構築した安全管理体制の継続的な見直し・改善を図るため、PDCAサイクルを確実に機能させます。

ウ. 自然災害による被害発生時には安全最優先と事業継続の原則に則り、関係各所とも連携をとり、全員が同じ方向性をもって直ちに判断行動を行います。

エ. 旅客船部門全体では、ヒューマンエラー防止の安全確認の基本動作として、「指差呼称」の実践と「危険予知」の励行、併せて「周囲の確認」の徹底と継続及び積極的なチャレンジとBRM活動を継続するとともに、リスクマネージャーと連携し、ヒヤリハットレポートニュースによるグループディスカッションを有効活用させ、安全文化を醸成させます。また、船員の技量向上のためにスキルアップOJT教育を継続させ、若手船員の定着率向上を目指すとともに管理監督者を中心にメンタルヘルスケアの充実を図り、ハラスメントに対する正しい

認識を共有し、誰もが安心して働くことが出来る環境作りの取り組みを推進いたします。

(注) チャレンジ

下位者から上位者への安全の主張と積極的な進言。

(注) BRM（ブリッジ・リソース・マネジメント）

ブリッジ（船橋）で利用可能なリソース（資源：人・物・情報）を操船実務者のメンバーが、安全意識及び安全行動として有効に活用するための手法。

(注) メンタルヘルス

精神面における健康のことであり、疲労、ストレス、悩みなどの軽減と緩和を図ることを要する。カーフェリーに於いては船長及び機関長、一等航海士、一等機関士、事務長を、高速船チームに於いては船長及び機関長をメンタルヘルスに取り組む管理監督者とみなす。

オ．ジェットfoilでは、上記「エ」に加えて、鯨類との衝突対策として、厳重な見張りや設定された減速区間を厳守するとともに、目撃情報の収集とハザードマップを共有することで衝突回避を図ります。高齢者を優先席に誘導し、乗客・乗員のシートベルト着用を強化して被害軽減を図るとともに、お客様には安全・安心の周知と必要な情報を積極的に提供します。

カ．貨物船部門では、船舶の運航・船内荷役作業に関しては「安全最優先」を原則とします。毎月実施する安全衛生会議の中で安全に関する話し合いを行い、乗組員全員の共通化を図り明るい職場環境を目指します。ヒューマンエラー対策として安全確認の基本である「指差呼称」を実践し、ヒヤリハット報告件数アップを推進します。日々実施している点呼でヒヤリハットと思われる事象について話し合い、コミュニケーションを深め、全員で安全に対する意識・職場作りにさらなる高みを目指します。

キ．陸上部門では、「指差呼称」の徹底実施、「ヒヤリハットレポート」の提出促進、職場内における「安全に関する話し合い」の3本柱を重点施策とし、ヒューマンエラー事故を防止します。「指差呼称」の実施については、具体的な実施項目を予め定めることで、個人レベルのヒューマンエラー対策の最も重要な基本事項とします。「ヒヤリハットレポート」の提出については、職場全体の提出件数目標だけでなく、個人レベルにおける提出件数目標を設定することで、提出促進を目指し、また、他部署も含めた情報共有を図ることで、危険予知に係る感受性の向上に繋げ、全体における安全風土の定着を強化します。「安全に関する話し合い」については、「フォークリフト運転マニュアル」に基づく定例的な講習会・勉強会に加え、荷役現場の安全上の課題の認識及び改善のため、小集団による活動を活用します。数名で編成したチーム毎に問題点を踏まえたテーマ（目標）を選定することで、その解決のための対策及びその有効性について協議し、達成状況を確認することでさらなるスパイラルアップを目指します。

ク．非常に厳しい経営環境ではありますが、安全で安定した航路運営の根幹である老朽船舶の更新に向けた取り組みを引き続き継続してまいります。

② 収益基盤の改善と業務効率化による費用削減

ア．貨物部門につきましては、佐渡島の人口減少に伴う、生活物資を始めとする貨物輸送量の減少等により、現行の輸送体制の維持が困難になってきております。対応策の一環といたしまして、2021年4月1日に40年間据え置いてきました貨物運賃の10%改定を行いました。今後も輸送量の減少トレンドの継続及び輸送コストの増大が想定されることから、収益の確保と費用改善の両面から収支改善を目指してまいります。収益の確保につきましては、関係各所とのコミュニケーションを強化し、意見の調整を図りながら段階的な運賃改定を実現すべく取り組んでまいります。また、費用の改善につきましては、受付方の工夫並びに輸送用具の運用見直しを行うとともに、さらなる効率的な人員配置・勤務体制等の検討を行ってまいります。

イ．DX（デジタルトランスフォーメーション）導入に向け、日常業務のデジタル化を進めてまいります。まずは、現在の業務の在り方を見直し、ペーパーレス化を推進し電子化されたデータを活用したワークフローを導入することで、より効率の良い業務並びにコスト削減を図ってまいります。また、昨年度にはテレワークの試行も行っており、ペーパーレス、ワークフローと連携した運用を図ってまいります。

ウ．営業部門においても、宣伝媒体等の電子化による印刷費等の費用削減と業務の効率化を行うとともに、SNS並びにYouTube等のメディアをさらに活用することで、タイムリーな情報をお客様に届けられるよう努めてまいります。

エ．2022年4月より、県外営業所の体制を見直し、予約管理の一元化をさらに推進いたします。また、営業部門全体でセクションの垣根を越えた人材の有効活用を行い、業務の効率化及び増送に努めてまいります。

オ．2022年1月からカーフェリー1等運賃の改定及び一部割引の見直しを行い、さらに4月からは乗用車及びジェットfoilを中心とした往復割引の見直しを行うことで、収益基盤の改善を進めてまいります。

カ．2021年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による、輸送需要を考慮したダイヤとしておりますが、回復の兆しが見られ、需要が見込まれる場合は、速やかに臨時便を設定し、利用者の増加に努めます。

③ アフターコロナにおける営業収益の確保

ア. アフターコロナに向けた佐渡旅行の提案

SNS並びにブログを活用し、佐渡の情報を定期的に発信することで、佐渡ファンを増やしコロナ収束後の誘客につなげてまいります。また、当事業年度から開始した「御船印」企画並びにYouTube動画「つなさど」を拡充し、佐渡のブランディングに努めてまいります。

イ. 佐渡観光交流機構、佐渡市観光振興課との連携強化

- a. 新型コロナウイルス感染症の影響により、県外及び上越エリアから佐渡への修学旅行が増加傾向にあることから、佐渡観光交流機構と協力・連携したセールスを行い、修学旅行の獲得に努めてまいります。佐渡市とは定期的に佐渡観光に必要な施策及び支援について意見交換を行い、連携した誘客活動を行ってまいります。
- b. 新潟県観光協会が実施する首都圏・関西圏等の旅行エージェントとの商談会に積極的に参加し、新潟県、佐渡市、上越市からも二次交通の支援をいただき、旅行商品の造成・誘客につなげてまいります。また、新潟観光コンベンション協会並びに上越コンベンション協会とも連携し、各コンベンション協会が実施する支援内容を旅行エージェントに情報提供し、企画造成を提案することで誘客につなげてまいります。

ウ. 「新しい旅のエチケット」に基づく船旅の提供

- a. 「新しい旅のエチケット」に基づく安全、安心な船旅をお客様に提供するため、引き続き船内及び待合室の定期的なアルコール除菌を実施いたします。改札時には、手指消毒・マスク着用のアナウンス等、ガイドラインに沿った感染予防の取り組みを継続いたします。
- b. きっぷ売場窓口並びに自動券売機への立ち寄りを不要とし、紙チケットを使わない非対面・非接触型の発券・改札サービスとして、ウイルス感染予防に有効な「Sチケット」サービスのさらなる普及に努めてまいります。
- c. 船内における感染リスク低減のため、ジェットフォイル及びカーフェリー1等については引き続き、一部発売制限を行う等、可能な限り間隔を空けて発売し、ソーシャルディスタンスの確保に努めてまいります。

以上のように役職員一同、力を合わせ、安全、安心、安定した運航を確保し、会社の健全経営に向け努力いたします。公共交通機関の使命である安全を第一に、お客様に信頼され、喜ばれ、愛される佐渡汽船を目指すとともに、離島航路No.1の良質なサービスをお客様に提供してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

当社の主要な事業内容は本土と佐渡島間の海上運送事業で、旅客部門・自動車航送部門・貨物部門に分かれております。

(6) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

- ① 本 社 新潟県佐渡市
- ② 両津支店 新潟県佐渡市
- ③ 新潟支店 新潟県新潟市

(7) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
174（2）名	3名減（0）	45.8歳	14.4年

（注）使用人数は就業員数であり、臨時社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社第四北越銀行	3,811,547千円
株式会社日本政策金融公庫	1,915,950千円
株式会社商工組合中央金庫	1,030,670千円
株式会社日本政策投資銀行	660,000千円
新潟県信用農業協同組合連合会	493,331千円
株式会社大光銀行	297,222千円
新潟信用金庫	100,000千円

(注) 上記借入金残高のほかに、下記社債の当事業年度末残高があります。

株式会社第四北越銀行 462,080千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式等の状況

(1) 株式の状況（2021年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 17,006,947株
- ③ 株主数 2,542名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
新 潟 県	5,454,500株	32.09%
佐 渡 市	1,787,400株	10.51%
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	671,400株	3.95%
佐 渡 農 業 協 同 組 合	606,446株	3.56%
古 川 茂 代	257,868株	1.51%
株 式 会 社 神 田 造 船 所	254,500株	1.49%
川重ジェイ・ピー・エス株式会社	227,200株	1.33%
株 式 会 社 和 田 商 会	212,700株	1.25%
新 潟 県 観 光 物 産 株 式 会 社	207,927株	1.22%
新 潟 交 通 株 式 会 社	203,340株	1.19%

- (注) 1. 大株主は、2021年12月31日現在の株主名簿によるものであります。
2. 持株比率は、自己株式（10,701株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行決議日		2010年3月26日	2011年3月25日
新株予約権の数		37個	38個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,700株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 3,800株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 25,000円 (1株当たり250円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 23,600円 (1株当たり236円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2010年4月13日から 2040年4月12日まで	2011年4月12日から 2041年4月11日まで
行使の条件		(注1)、(注2)、(注3)	(注1)、(注2)、(注3)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株	目的となる株式数 一株
		保有者数 一名	保有者数 一名
	社外取締役	新株予約権の数 一個	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株	目的となる株式数 一株
		保有者数 一名	保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 37個	新株予約権の数 38個
		目的となる株式数 3,700株	目的となる株式数 3,800株
		保有者数 1名	保有者数 1名

		第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
発行決議日		2012年 3 月28日	2013年 3 月27日
新株予約権の数		34個	111個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 3,400株 (新株予約権 1 個につき100株)	普通株式 11,100株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり 27,200円 (1 株当たり272円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権 1 個当たり 23,900円 (1 株当たり239円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 100円 (1 株当たり 1 円)	新株予約権 1 個当たり 100円 (1 株当たり 1 円)
権利行使期間		2012年 4 月14日から 2042年 4 月13日まで	2013年 4 月13日から 2043年 4 月12日まで
行使の条件		(注 1) 、 (注 2) 、 (注 3)	(注 1) 、 (注 2) 、 (注 3)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 一個	新株予約権の数 56個
		目的となる株式数 一株	目的となる株式数 5,600株
		保有者数 一名	保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 一個	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株	目的となる株式数 一株
		保有者数 一名	保有者数 一名
監査役	新株予約権の数 34個	新株予約権の数 55個	
	目的となる株式数 3,400株	目的となる株式数 5,500株	
	保有者数 1名	保有者数 1名	

		第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権
発行決議日		2014年 3 月27日	2015年 3 月26日
新株予約権の数		98個	57個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 9,800株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 5,700株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 25,200円 (1株当たり252円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権1個当たり 28,900円 (1株当たり289円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)	新株予約権1個当たり 100円 (1株当たり1円)
権利行使期間		2014年 4 月12日から 2044年 4 月11日まで	2015年 4 月11日から 2045年 4 月10日まで
行使の条件		(注1)、(注2)、(注3)	(注1)、(注2)、(注3)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 57個	新株予約権の数 33個
		目的となる株式数 5,700株	目的となる株式数 3,300株
		保有者数 2名	保有者数 2名
	社外取締役	新株予約権の数 一個	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株	目的となる株式数 一株
		保有者数 一名	保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 41個	新株予約権の数 24個
		目的となる株式数 4,100株	目的となる株式数 2,400株
		保有者数 1名	保有者数 1名

		第 8 回新株予約権
発行決議日		2019年 3 月27日
新株予約権の数		108個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,800株 (新株予約権 1 個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権 1 個当たり 24,800円 (1 株当たり248円) 但し、新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権 1 個当たり 100円 (1 株当たり 1 円)
権利行使期間		2019年 4 月12日から 2049年 4 月11日まで
行使の条件		(注 1) 、 (注 2) 、 (注 3)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 93個
		目的となる株式数 9,300株
		保有者数 3名
	社外取締役	新株予約権の数 一個
		目的となる株式数 一株
		保有者数 一名
	監査役	新株予約権の数 15個
		目的となる株式数 1,500株
		保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役並びに監査役に在任中は行使することができず、いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。

また、新株予約権者が当社子会社の取締役である場合には、当該子会社の取締役に在任中は行使することができず、その地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができます。

2. 新株予約権者が死亡した場合、その相続人は、当該被相続人が死亡した日の翌日から 6 ヶ月を経過するまでの間に限り、これを行行使することができるものとします。

3. その他の権利行使の条件につきましては、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めによります。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

2016年3月29日付をもって発行した当社第7回新株予約権は、2016年12月22日開催の常務会において、当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約書」の規定に基づき、各新株予約権者が新株予約権を放棄する旨を決議し、同日消却しております。

また、当社子会社の役員に対し交付した第7回新株予約権につきましても、2016年12月22日、同様に「新株予約権割当契約書」の規定に基づき、各新株予約権者が新株予約権を放棄し、同日消却しております。

2017年3月28日の定例取締役会において、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の報酬規程について、以下のとおり改定することを決議いたしました。

ア．新株予約権者が行使する場合、第1回から第6回までの割当個数の半分を当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約書」第5条（新株予約権の放棄）の規定に基づき放棄する。ただし、その該当者は当社の常勤取締役とし、同監査役及び子会社（佐渡汽船シッブマネジメント株式会社、佐渡汽船シッブメンテナンス株式会社）の取締役は対象外とする。

イ．株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の権利行使にあたっては、その担当部署の責任度合を踏まえ、割当済みの新株予約権の個数を調整する場合がある。

ウ．株式報酬型ストックオプション（新株予約権）は継続するものの、当期純損益が黒字とならない限り、発行はしない。

2019年3月9日に発生した当社が運航するジェットフォイル「ぎんが」の海洋生物らしきものとの接触事故により、重傷者を含め多くの方が負傷されました。また、同船の修繕のため、当初、予定していたダイヤの変更（減便）を余儀なくされる等、多くの皆様にご迷惑をお掛けすることとなりました。

つきましては、係る事態となったことへの責任を明確にすべく、2019年3月27日付をもって発行した当社第8回新株予約権は同日開催の取締役会決議により、ストックオプション（新株予約権）の報酬規程に定めるストックオプション報酬額の半額を減ずることにいたしました。

当社は2022年3月末までに、当社取締役及び監査役（「各新株予約権者」といいます。）に対して既に割当て済の新株予約権（当社第1回から第6回及び第8回新株予約権）の全てを、当社と各新株予約権者が締結している「新株予約権割当契約書」の規定に基づき放棄する予定です。

3. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	尾 崎 弘 明	
常務取締役	渡 邊 幸 計	経営企画部長 万代島ビルテクノ株式会社 代表取締役社長
常務取締役	真 保 高 弘	海 務 部 長 安全統括管理者 佐渡汽船ｼﾌﾟﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ株式会社 代表取締役社長
取 締 役	三 富 丈 堂	総 務 部 長
取 締 役	伊 貝 秀 一	佐 渡 市 副 市 長
取 締 役	遠 藤 達 雄	遠藤法律事務所 代表（弁護士）
常勤監査役	臼 杵 章	
監 査 役	金 子 英 明	金子英明税理士事務所 代表（税理士）
監 査 役	平 島 健	尾畑酒造株式会社 代表取締役社長

- （注） 1. 取締役遠藤達雄氏は社外取締役であります。
2. 監査役金子英明氏及び平島健氏は社外監査役であります。
3. 取締役遠藤達雄氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 常勤監査役臼杵章氏は、長年当社の経理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役金子英明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役平島健氏は、長年会社経営に携わり、幅広く高度な知識と豊富な経験を有するものであります。
7. 当社は、取締役遠藤達雄氏並びに監査役金子英明氏を東京証券取引所に対して、独立役員として届け出ております。
8. 2021年3月25日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって、山中一秀氏、伊藤光氏、廣瀬俊三氏は任期満了により、退任いたしました。
9. 小川健氏は2021年11月30日をもって、取締役を辞任いたしました。なお、辞任時の会社における地位は相談役であり、重要な兼職は税理士法人小川会計代表社員、株式会社KBS代表取締役並びに株式会社新潟事業承継パートナー代表取締役及び新潟・佐渡観光推進機構代表取締役社長でありました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役伊貝秀一氏、社外取締役遠藤達雄氏及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

当社は、当社の全ての取締役及び監査役を被保険者とする会社役員賠償責任保険に加入しております。同保険は被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害をてん補するものであり、てん補する損害は、法律上の損害賠償金及び争訟費用を被保険者が負担することによって生じる損害にかぎりません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	10 名	30,936 千円
(うち社外取締役)	(2) 名	(1,200) 千円
監 査 役	3 名	7,920 千円
(うち社外監査役)	(2) 名	(1,920) 千円
合 計	13 名	38,856 千円

- (注) 1. 上記の報酬等の額には、2021年3月25日開催の第159期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した取締役3名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2010年3月26日開催の第148期定時株主総会において年額102,000千円以内（但し、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。
4. 監査役の報酬限度額は、2010年3月26日開催の第148期定時株主総会において年額36,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

①基本方針

当社の取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、会社業績の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各役職や職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬として固定額の金銭報酬および非金銭報酬として、役員退職慰労金に代わる株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の報酬で構成し、非業務執行取締役については基本報酬のみを支払うこととする。

②基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は月例の固定報酬とし、各取締役の役職、職責および会社業績、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

③非金銭報酬等の内容および個人別の額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の報酬とする。

報酬額は、各取締役の基本報酬の月額に対して、各事業年度の連結純損益ならびに株主配当の有無等を考慮して定められた係数を乗じた額を基に算定し、当該事業年度に係る定時株主総会の日から一年以内の日に支給するものとする。

ただし、当該事業年度の連結純資産が債務超過の場合または当社の純損益が黒字とならない場合、またはいずれにも該当する場合は、支給しないものとする。

④金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

常勤取締役の種類別の報酬割合については、非金銭報酬である株式報酬型ストックオプション（新株予約権）が役員退職慰労金に代わる制度であることを考慮し、その年間報酬額は基本報酬の月額の概ね2.7倍を超えない範囲とする。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は基本報酬の額とする。

なお、株式報酬型ストックオプション（新株予約権）については、取締役会において支給の有無ならびに取締役個人別の報酬額を決議する。

6. 取締役会は、代表取締役社長尾崎弘明に対し各取締役の基本報酬の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

ア. 取締役遠藤達雄氏は、遠藤法律事務所の代表であります。なお、当社と遠藤法律事務所との間には特別の関係はありません。

イ. 監査役金子英明氏は、金子英明税理士事務所の代表であります。なお、当社と金子英明税理士事務所との間には特別の関係はありません。

ウ. 監査役平島健氏は尾畑酒造株式会社の代表取締役社長であります。なお、当社と尾畑酒造株式会社との間には特別の関係はありません。

- ② 当事業年度における主な活動状況

ア. 取締役遠藤達雄氏は、2021年3月25日就任以降に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）11回の全てに出席し、弁護士としての豊富な経験と知識を基に、専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

イ. 監査役金子英明氏は、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）14回のうち12回に出席し、税理士の立場に基づく専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査役会12回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ウ. 監査役平島健氏は、当事業年度に開催された取締役会（臨時取締役会を含む）14回のうち11回に出席し、経営者としての長年のキャリアに基づく客観的な視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

また、当事業年度に開催された監査役会12回のうち11回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

- ③ 社外役員が子会社等から受けた役員報酬等の総額
当事業年度において、社外取締役が当社の子会社から受けた役員報酬等（当社の社外役員であった期間に受けたものに限る）はありません。
- ④ 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者であるものを除く）との親族関係
該当事項はありません。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報 酬 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他、会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制の整備」について、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が2015年5月1日に施行されたことに伴い、2015年6月29日開催の取締役会の決議により「内部統制基本方針」の内容を一部改定しております。

改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査役監査に関する体制について、当社グループの現状に即した見直し及び法令の改正に合わせて、具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンスを経営上の最重要課題と位置付け、当社子会社の役員及び使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するための行動規範として「佐渡汽船の理念」及び「企業倫理規程」を定める。
- ② 当社及び当社子会社に対するコンプライアンスの取り組みを統括・徹底するため内部統制委員会を設置し、その取り組み状況を定期的に取り締役会及び監査役会に報告する。
- ③ 当社が定めるグループ管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ④ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断するための必要な体制を整える。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報は、文書管理規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存する。
- ② 取締役及び監査役は、文書管理規程に従い、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、情報セキュリティ等に係る損失の危険（以下「リスク」という）を管理統括する取締役を任命し、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程を策定し、同規程においてグループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

- ② 当社は、不測の事態や危機の発生時に当社グループの事業の継続を図るため、「事業継続計画（ＢＣＰ）」を策定し、当社及び当社子会社の役職員に周知する。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、三事業年度を期間とするグループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとのグループ全体の重点経営目標及び予算配分等を定める。
- ② 当社は、取締役の職務権限と担当業務を明確にするため、取締役会規則を定め、職務分掌、指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社子会社においても、その規模等に応じ、当社の規程等に準じた組織規程・職務分掌規程等の整備を行わせるものとする。
- ③ 当社は、当社子会社の役職員に対し、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。

(5) 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、当社及び当社子会社における内部統制の強化、充実を図るため内部統制委員会を設置し、当社及び当社子会社の内部統制に関わる事項について審議する。
- ② 当社子会社の役職員からの内部通報は、当社の監査役に直接通報できるとともに当社の内部通報制度を当社子会社に開放し、各社の役職員に周知することでコンプライアンスの実効性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人の設置について、監査役から要請があった場合は、速やかに適切な人員配置を行う。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助する組織は安全教育指導室とし、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令は受けないものとする。
- ② 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動・人事評価等については、あらかじめ監査役の同意を要することとする。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役及び業務執行を担当する取締役は、監査役の出席する取締役会・常務会等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ② 当社子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行うこととする。
- ③ 当社または当社子会社の内部通報制度の担当部署は、当社子会社の役員及び使用人からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告を行う。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の役員及び使用人に周知徹底する。

(10) 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
- ② 当社は、監査役会が、独自に弁護士との顧問契約を締結し、または、必要に応じて専門の弁護士、公認会計士の助言を受ける機会を保障する。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

- ① 当社は、社会の秩序や安全を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、同方針に従った対応を徹底することで、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除している。

- ② 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応するとともに、担当する役職員の安全確保に努める。また、平素より公益財団法人新潟県暴力追放運動推進センター、警察及び弁護士等の外部専門機関との連携体制強化を図ることとする。
- ③ 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした法的対応を行うとともに、いかなる理由があっても事実を隠ぺいするための裏取引及び資金提供は、絶対に行わない。
- ④ 反社会的勢力排除に向けた対応については、総務部総務課を対応総括部門とし、情報を一元管理して反社会的勢力に該当するか否かの確認を行う。また、不当要求などの事案ごとに関係部署と協議のうえ対応する。
- ⑤ 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」を作成し、対応担当部署だけでなく、関係部署にも配布して周知徹底を図るものとする。

(13) 当社の当該体制の運用状況の概要

当社は、2015年6月29日開催の取締役会の決議により「内部統制基本方針」の内容を一部改定いたしました。当該変更の後にその趣旨、内容等につきまして当社及び当社子会社に説明を行い、当社グループ全体への周知を図り、対応を指示いたしました。

当事業年度におけるその運用状況の概要は、次のとおりです。

① 子会社の管理

グループ担当の経営企画部を中心に、当社子会社の管理を徹底し、当社グループ全体の経営の健全性と効率的な遂行を図りました。

② 内部統制

安全教育指導室は、内部統制委員会の事務局として、当社及び当社子会社の内部統制全般の整備・運用状況をモニタリングし、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行いました。

併せて、その結果を四半期に1回、取締役会へ報告して業務の適正化に努めるとともに、必要に応じて当社及び当社子会社の従業員に対し、コンプライアンス教育を実施し、内部通報制度についても周知を図りました。

③ S K G社長会

当社は、定期的に「S K G社長会」を開催し、担当部署及びグループ各社間での情報の共有に努めました。

④ ハラスメント防止

各種ハラスメントを防止する体制整備のため、「ハラスメントの防止に関する規程」及び「ハラスメント対策委員会規程（内規）」を定め、社内及び社外に相談窓口を設置しております。

貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,203,880	流 動 負 債	1,822,729
現金及び預金	707,844	海運業未払金	334,848
受取手形	2,806	その他事業未払金	22,178
海運業未収金	433,880	短期借入金	35,600
その他事業未収金	12,658	1年内返済予定の長期借入金	1,097,257
貯蔵品	728,679	1年内償還予定の社債	117,280
前払費用	25,324	未払金	39,950
代理店債権	435	未払法人税等	13,106
未収入金	275,799	未払費用	57,042
その他流動資産	16,781	前受金	14,727
貸倒引当金	△329	預り金	9,674
固 定 資 産	4,987,548	前受収益	2,684
有形固定資産	4,028,324	代理店債務	6,140
船 舶	571,201	賞与引当金	4,311
建築物	2,005,347	リース債務	11,258
構築物	137,020	その他流動負債	56,670
機械及び装置	4,999	固 定 負 債	8,079,287
車両及び運搬具	75,449	社 債	344,800
器具及び備品	178,361	長期借入金	7,175,863
リース資産	28,535	退職給付引当金	148,342
土地	1,027,409	特別修繕引当金	122,841
無形固定資産	108,986	関係会社事業損失引当金	242,799
ソフトウェア	92,707	資産除去債務	14,966
電話加入権	16,279	リース債務	21,153
投資その他の資産	850,237	繰延税金負債	6,661
投資有価証券	109,110	その他固定負債	1,860
関係会社株式	685,463	負 債 合 計	9,902,017
出 資 金	4,687	純 資 産 の 部	
長期前払費用	42,710	株 主 資 本	△2,732,568
差入保証金	7,198	資 本 金	1,028,184
その他長期資産	1,123	資 本 剰 余 金	1,098,305
貸倒引当金	△56	資 本 準 備 金	1,097,896
繰 延 資 産	5,428	その他資本剰余金	409
社債発行費	5,428	利 益 剰 余 金	△4,856,402
資 産 合 計	7,196,857	利 益 準 備 金	125,000
		その他利益剰余金	△4,981,402
		繰越利益剰余金	△4,981,402
		自 己 株 式	△2,655
		評価・換算差額等	15,214
		その他有価証券評価差額金	15,214
		新株予約権	12,194
		純 資 産 合 計	△2,705,159
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,196,857

損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
営業	海運	業客	業客	業客	業客	業客	業客	業客	業客	(5,400,175)	
旅	自	動	の	の	の	の	の	の	の	2,222,676	
貨	自	の	の	の	の	の	の	の	の	1,780,605	
そ	の	の	の	の	の	の	の	の	の	902,293	
そ	の	の	の	の	の	の	の	の	の	494,600	
自	の	の	の	の	の	の	の	の	の	(350,988)	
旅	の	の	の	の	の	の	の	の	の	180,801	
営	海運	業客	業客	業客	業客	業客	業客	業客	業客	170,187	5,751,164
海運	業客	業客	業客	業客	業客	業客	業客	業客	業客	(6,455,128)	
運	船	事	業	業	業	業	業	業	業	4,525,167	
事	業	業	業	業	業	業	業	業	業	736,216	
そ	の	の	の	の	の	の	の	の	の	1,193,745	
自	の	の	の	の	の	の	の	の	の	(326,155)	
旅	の	の	の	の	の	の	の	の	の	172,855	
営	海運	業客	業客	業客	業客	業客	業客	業客	業客	153,299	6,781,283
一	般	管	業	業	業	業	業	業	業		1,030,119
営	業	外	取	配	利	当	息	金	料		593,226
受	受	取	取	取	取	取	取	取	取		1,623,346
不	の	の	の	の	の	の	の	の	の	27	
そ	の	の	の	の	の	の	の	の	の	28,887	
営	業	外	費	用	外	用	外	用	外	104,570	
支	社	債	資	産	行	利	費	償	却	40,676	
社	債	資	産	行	利	費	償	却	却	173,773	
債	債	資	産	行	利	費	償	却	却	5,370	
関	係	の	の	の	の	の	の	の	の	8,002	
経	別	資	産	行	利	費	償	却	却	14,407	
特	定	有	価	証	券	売	却	却	却	103,416	
固	定	資	産	行	利	費	償	却	却	23,563	
固	定	資	産	行	利	費	償	却	却		328,534
特	退	職	株	予	助	金	収	入	入		1,777,719
新	補	株	予	助	金	収	入	入	入	3,696	
補	株	予	助	金	収	入	入	入	入	11,700	
特	別	資	産	行	利	費	償	却	却	759,248	
固	定	資	産	行	利	費	償	却	却	125,791	
減	係	の	の	の	の	の	の	の	の	142	
関	係	の	の	の	の	の	の	の	の	5,563	
補	係	の	の	の	の	の	の	の	の	241,913	1,148,054
解	係	の	の	の	の	の	の	の	の	274,260	
税	引	前	当	期	純	損	失	料	失	5,901	
法	人	税	住	民	税	及	び	事	業	37,045	
当	期	純	損	失	料	失	料	失	料	16,890	
										676,704	
										61,212	1,072,014
											1,701,679
										6,724	6,724
											1,708,403

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2021年1月1日 期首残高	845,265	914,977	409	915,387
事業年度中の変動額				
新株の発行	182,918	182,918		182,918
自己株式の取得				—
自己株式の処分				—
当期純損失（△）				—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				—
事業年度中の変動額合計	182,918	182,918	—	182,918
2021年12月31日 期末残高	1,028,184	1,097,896	409	1,098,305

	株 主 資 本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
2021年1月1日 期首残高	125,000	△3,272,998	△3,147,998	△2,648	△1,389,993
事業年度中の変動額					
新株の発行					365,836
自己株式の取得				△16	△16
自己株式の処分				8	8
当期純損失（△）		△1,708,403	△1,708,403		△1,708,403
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					－
事業年度中の変動額合計	－	△1,708,403	△1,708,403	△7	△1,342,574
2021年12月31日 期末残高	125,000	△4,981,402	△4,856,402	△2,655	△2,732,568

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2021年1月1日 期首残高	13,755	13,755	25,581	△1,350,656
事業年度中の変動額				
新株の発行				365,836
自己株式の取得				△16
自己株式の処分				8
当期純損失（△）				△1,708,403
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,458	1,458	△13,386	△11,927
事業年度中の変動額合計	1,458	1,458	△13,386	△1,354,502
2021年12月31日 期末残高	15,214	15,214	12,194	△2,705,159

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

佐渡汽船株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 塚田 一 誠
公認会計士 清水 栄 一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐渡汽船株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第160期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当事業年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高は著しく減少し、当事業年度以降の財政状態、経営成績及び将来キャッシュ・フローの状況に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年1月21日開催の取締役会において、2022年1月26日に開催された第3回債権者会議に付議するための事業再生計画案を決議している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年2月7日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権に係る出資契約締結を決議し、同日付で出資契約を締結している。また、同日開催の取締役会において、2022年3月25日の定時株主総会で本第三者割当に係る議案を付議することを決議している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年2月7日開催の取締役会において、普通株式の併合、株主の保有する普通株式に金銭を交付すること及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案について、2022年3月25日の定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第160期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年2月24日

佐渡汽船株式会社 監査役会

常勤監査役	臼	杵	章	㊞
社外監査役	金	子	英	㊞
社外監査役	平	島	健	㊞

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,763,496	流 動 負 債	2,481,467
現金及び預金	2,024,400	支払手形及び買掛金	288,436
受取手形及び売掛金	689,797	短期借入金	39,600
たな卸資産	842,882	1年内返済予定の長期借入金	1,362,175
その他流動資産	209,188	1年内償還予定の社債	117,280
貸倒引当金	△2,771	未払金	137,403
固 定 資 産	6,361,693	リース債務	13,566
有形固定資産	5,584,618	未払費用	213,063
船	571,201	未払法人税等	60,437
建物	2,681,618	未払消費税等	84,556
構築物	167,300	賞与引当金	18,804
機械及び装置	52,927	その他流動負債	146,147
車両及び運搬具	181,574	固 定 負 債	9,853,114
器具及び備品	217,673	社 債	364,800
リース資産	28,535	長期借入金	8,175,453
土地	1,683,790	退職給付に係る負債	1,024,048
無形固定資産	148,621	役員退職慰労引当金	62,622
リース資産	5,079	特別修繕引当金	122,842
その他無形固定資産	143,542	資産除去債務	28,569
投資その他の資産	628,454	リース債務	24,665
投資有価証券	122,558	繰延税金負債	36,486
出資金	10,709	その他固定負債	13,629
長期前払費用	370,091	負 債 合 計	12,334,581
差入保証金	25,459	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	74,112	株 主 資 本	△2,283,401
その他長期資産	27,672	資 本 金	1,028,184
貸倒引当金	△2,147	資本剰余金	1,166,959
繰 延 資 産	6,040	利益剰余金	△4,441,130
社債発行費	6,040	自己株式	△37,414
資 産 合 計	10,131,229	その他の包括利益累計額	15,661
		その他有価証券評価差額金	15,661
		新株予約権	12,194
		非支配株主持分	52,194
		純 資 産 合 計	△2,203,352
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,131,229

連 結 損 益 計 算 書

(2021年 1 月 1 日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高 海 運 業 収 益 及 び そ の 他 営 業 収 益		8,078,994
売 上 原 価 海 運 業 費 用 及 び そ の 他 営 業 費 用		8,677,164
売 上 総 損 失 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		598,170
営 業 損 失 営 業 外 収 益		1,043,200
受 取 利 息 受 取 配 当 金	659	
不 動 産 賃 貸 料	2,195	
助 成 金 収 入	73,361	
そ の 他 営 業 外 収 益	51,961	
営 業 外 費 用	77,023	205,199
支 払 利 息	183,718	
貸 貸 資 産 減 価 償 却 費	17,615	
貸 貸 資 産 維 持 管 理 費	17,594	
そ の 他 営 業 外 費 用	90,094	309,021
経 常 損 失		1,745,192
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	22,753	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	11,700	
退 職 給 付 引 当 金 戻 入 益	1,131	
役 員 退 職 慰 労 引 当 金 戻 入 額	314	
固 定 資 産 圧 縮 額 戻 入 益	759,248	
特 別 修 繕 引 当 金 戻 入 額	125,791	
新 株 予 約 権 戻 入 益	5,563	
受 取 保 険 金	12,000	
補 助 金 収 入	241,913	1,180,413
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	274,260	
固 定 資 産 除 却 損	6,072	
減 損 損 失	37,270	
補 助 金 返 還 損 失	676,704	
解 約 手 数 料	61,212	
事 故 関 連 損 失	8,460	1,063,978
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		1,628,756
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	59,534	
法 人 税 等 調 整 額	△7,517	52,017
当 期 純 損 失		1,680,773
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		8,790
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		1,671,983

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年1月1日 期首残高	845,265	984,041	△2,769,147	△37,406	△977,247
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	182,918	182,918			365,837
自 己 株 式 の 取 得				△16	△16
自 己 株 式 の 処 分				8	8
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△1,671,983		△1,671,983
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	182,918	182,918	△1,671,983	△7	△1,306,154
2021年12月31日 期末残高	1,028,184	1,166,959	△4,441,130	△37,414	△2,283,401

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計			
2021年1月1日 期首残高	13,761	13,761	25,581	60,983	△876,922
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行					365,837
自 己 株 式 の 取 得					△16
自 己 株 式 の 処 分					8
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)					△1,671,983
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,900	1,900	△13,387	△8,790	△20,277
連結会計年度中の変動額合計	1,900	1,900	△13,387	△8,790	△1,326,430
2021年12月31日 期末残高	15,661	15,661	12,194	52,194	△2,203,352

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

佐渡汽船株式会社
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人
新 潟 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 塚 田 一 誠
公認会計士 清 水 栄 一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐渡汽船株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐渡汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上高は著しく減少し、当連結会計年度以降の財政状態、経営成績及び将来キャッシュ・フローの状況に重要な影響があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年1月21日開催の取締役会において、2022年1月26日に開催された第3回債権者会議に付議するための事業再生計画案を決議している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年2月7日開催の取締役会において、第三者割当による新株式及び新株予約権に係る出資契約締結を決議し、同日付で出資契約を締結している。また、同日開催の取締役会において、2022年3月25日の定時株主総会で本第三者割当に係る議案を付議することを決議している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2022年2月7日開催の取締役会において、普通株式の併合、株主の保有する普通株式に金銭を交付すること及び単元株式数の定め廃止に関する定款の一部変更に係る議案について、2022年3月25日の定時株主総会に付議することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第160期事業年度に係る連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和4年2月24日

佐渡汽船株式会社 監査役会

常勤監査役	臼 杵	章	⑩
社外監査役	金 子	英 明	⑩
社外監査役	平 島	健	⑩

以 上

[illegible]